

様式第4号(第12条関係)

見解書

平成29年6月8日

鳥取県生活環境部長 酒嶋 優 様

郵便番号 683-0053

住 所 米子市明治町105番地アイシーエスビル2階

提出者 氏 名 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

理事長 瀧山 親則

電話番号 0859-21-0438



鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する
条例第12条第1項の規定により、次のとおり見解を述べます。

意見を述べた者の 氏名(法人にあつ ては、名称及び代 表者の氏名)	別紙のとおり
意見の内容	別紙のとおり
意見に対する見解	別紙のとおり

※様式第4号に示す「別紙のとおり」については、以下のとおりです。

- ・「意見を述べた者の氏名」は、プライバシー保護等の観点から、添付していません。
- ・「意見の内容」は、別添「見解書」のうち、「意見」欄に示しています。
- ・「意見に対する見解」は、別添「見解書」のうち、「見解」欄に示しています。

見 解 書

淀江産業廃棄物管理型最終処分場
事業計画書に係る関係住民の意見書に対する見解

平成29年6月

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

- ・見解書：鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第12条第1項の規定に基づく見解書（意見書に対する見解を記載した書面）のことで、関係住民の皆様から提出していただいた御意見のうち、同条例の規定に基づく意見書（地域における生活環境の保全上の見地からの事業計画についての意見）に該当すると判断した御意見に対し、その見解をとりまとめたものです。
- ・番号：内容を踏まえ必要に応じて御意見を細分化した上で、分類ごとに並べ替えて通し番号を付記しています。（[1]～）
- ・分類：御意見の内容を踏まえて当センターの判断で分類しています。
- ・意見：意見書に記載されているとおりに転記しています。ただし、誤字・脱字はセンターの判断で修正しています。また、個人情報等については一部伏せています。

番号	分類	意見	見解
[1]	計画地	<p>1. 科学的に立地選定について検討を行い、そのプロセスを地元住民に示すべきである。なお直下流に小波上の泉、付近に福井水源のある淀江産廃地点は避けるべきである。</p> <p>本来地点は、選定の対象区域から優良候補地複数個所について科学的に総合評価を実施して決定すべきである。また地点選定について積極的な情報公開によって住民との相互理解を図っておく必要がある。(参考 都市清掃 2010. 11 社団法人全国都市清掃会議刊)</p> <p>センターの瀧山理事長は、米子市議会全員協議会(平成26年2月21日)において、地点について説明した。(資料1)その中で瀧山理事長は、環境プラントが産廃計画地の約50%を占める米子市有地の使用承諾を得ていないにも関わらず、環境プラントが土地の権限を持っていると説明し、さらに西部地区であればどこでも当てはまる後付の理由を述べている。</p> <p>また科学的に地点選定について検討していないため、それを関係住民に示せず住民との相互理解を図られていない。</p> <p>なお産廃業務に携わる行政関係者等のバイブルと称される「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版 社団法人全国都市清掃会議」には用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避けるべきとされている。直下流に小波上の泉、付近に福井水源のある淀江産廃地点は避けるべきである。</p> <p>以上について県及びセンターの見解を個別に求めます。</p>	<p>・選定基準として、国や県で定められたものはありませんが、最終終処分場の構造基準は定められており、この構造基準に定められた処分場の設置が可能な場所であることが、候補地の基本的な要件と考えられます。</p> <p>この基本的な要件から、選定には次のような観点が必要と考えています</p> <p>①必要な面積・容量の確保が可能であること</p> <p>②各種法的規制について、問題がないこと</p> <p>③地震など災害危険性について問題がなく、施工上も課題が少ないこと 等</p> <p>・センターでは、平成15年度にこれらを踏まえた選定方針を作成し、候補地探しに努めていたところ、環境プラント工業から淀江候補地の提案がありました。この候補地を選定基準に照らし確認したところ、処分容量の確保、法的規制、災害危険性や施工等に問題はなく、適格性を有していると判断されることから、候補地としたものです。このうち、災害危険性や施工性について問題がないことは、隣接地で一般廃棄物最終処分場が長年にわたり適切に管理運営できていることから判断できる場所です。</p> <p>この選定理由については、地元への事前説明会の段階から、配付資料に要点を記載するとともに、説明の中でも言及しています。</p> <p>・米子市議会全員協議会での発言は「環境プラント工業が、将来的に一般廃棄物の処分場としても利用できるよう用地、土地の権原をお持ち」と発言したもので、産業廃棄物処分場としての土地利用の権原がある旨の発言はしていません。また、選定理由も一般廃棄物処分場の隣接地であること等が理由であると説明しており、西部のどこでも当てはまる理由でも後付けの理由でもありません。</p> <p>・当処分場の地下水汚染防止対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土層を加えた3重の遮水構造、電気的漏えい検知システム及び処分場周縁地下水の定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じる計画です。県も定期的に立入検査や水質検査を行うことから、浸出水の地下水汚染による水源地等への影響はないと考えています。</p>
[2]	計画地	<p>(参考)</p> <p>地点選定に関するセンター瀧山理事長ほか関係者の発言は以下のとおりであり、環境プラントが自己都合で産廃に手を上げたことや、科学的な立地選定がなされていないことを示している。</p>	<p>・地点選定の経緯等については[1]の回答のとおりであり、適切に検討しています。</p>
[3]	計画地	<p>(1)平成20年5月30日開催された米子市議会全員協議会において、鳥取県環境管理事業センター理事会に出席した米子市角副市長(センター理事)は、市議会議員から「米子市で候補地として上げるに当たって専門的機関の評価を受けているかどうかについて」と質問されたことに対し、「鳥取県環境管理事業センターにおきましては、従来優先候補地の検討ということで立地評価基準を設けておられます。これは集落周辺の周辺環境への影響だとか、地形、地質の問題とか法規制の問題だとか搬入路等の問題だとかいろいろあるわけでありまして、今回につきましては、特段の説明がございませんでしたので、私の受け止め方は、なされていないというふうに私は受け止めました。」旨の回答をしている。</p>	<p>・土地選定の評価については[1]の回答のとおり、適切に行っています。</p>
[4]	計画地	<p>(2)平成20年11月25日開催の米子市議会全員協議会で、センターの当時の奥谷理事長は「私どもが倉吉なり岩美との交渉は非常に厳しい状況下の中で、環境プラントさんも産業廃棄物を手がけてみたらという思いと合致して、こういう今のような形になったわけでありまして、それは偶然といえば偶然なのかもしれませんし、」と答えている。これは正に地点は、県、センター、環境プラント等の「談合」で決まったことを物語っている。</p>	<p>・地点選定の経緯等については[1]の回答のとおりであり、全員協議会での発言内容もこれに合致したものです。</p>
[5]	計画地	<p>(3)平成28年10月23日大和公民館での合同説明会で、上記(1)、(2)を指摘し、地点選定が適切になされていないのではないかという質問をしたところ、センターの瀧山理事長は、「その後、地点選定について検討した」旨の答弁をした。そこで、この検討資料並びに地点決定に関する起案・決定文書の公文書開示請求したところ、センターは関係文書不存在との回答であった。この回答によりその後地点選定について検討をしていなかったことが明らかとなり、合同説明会での理事長の答弁は、虚偽発言であったことが判明した。(理事長は県職員時代にも、でまかせ発言や強弁をしている。(例 2001. 8. 10日経コンストラクション掲載のインタビュー記事「施工能力がないのは知っていたが丸投げに当たるとは思わなかった」を参照。)</p> <p>ほかにも、瀧山理事長は、80歳前後の高齢者から家族不在の中で、同意書を受領し、後に返却した経緯や、「説明会は好きでやっているのではない」との自己の発言に対する弁解内容は、こじつけであり説得力がない。</p>	<p>・地点選定の経緯等については[1]の回答のとおりです。</p> <p>・文書開示は請求のあった文書について行うものであり、請求の内容に合致する文書が存在しなかったため不存在と回答したものです。</p> <p>・日経コンストラクションのインタビューでの発言は、インタビューの話題となった事案に当時かかわっていた職員の意識について、建設業法を所管する立場から述べたものです。なお、当該事案について当初の意思決定には、センター理事長は他部局で勤務しており、関与していません。</p> <p>・高齢者からの同意書受領については、事前に訪問の連絡をし、訪問時にはご家族にご相談の上回答していただければ良いことも説明し、その上で同意書をいただきました。その後、御本人から同意書返却のお申し出があり、同意書はお返ししたもので、不適切な行為は一切行っていません。</p> <p>・説明会についての発言は、10月23日の説明会の運営について議論している際、12時間にも及ぶ尋常ではない会になったことに対して発言したものです。</p>

番号	分類	意見	見解
[6]	オープン型	<p>1. 事業主体が変更（平成27年3月）となったとき、「淀江産業廃棄物管理型最終処分場の整備に係る検討状況について」との文書を、循環型社会推進課が平成27年8月21日に提出している。その中に「2 一次報告に対する県の指示について④現計画を補完するだけにとどまらず、より安心・安全な施設となり得る計画がある場合は、それらも含めて幅広く検討したうえで、最良の方法を選択し、事業計画を作成する事」と求めている。</p> <p>平成20年5月に事業センターは、理事会で淀江町に処分場を造ることを決定し、どのような処分場にするかを検討した際、事業センターは「クローズド型」を業者委託で検討している。しかし、平成24年に整備方針を決めた時には、環境プラントが提案している「オープン型」が「経済性等の優位性」から採用された経緯がある。</p> <p>近年建設される他県の管理型最終処分場は、環境保全上の面から、より安全である「クローズド型」が主流となっています。事業全体が変更となって「別案」が検討された際、なぜ当初事業センターが検討された「クローズド型」が提案されなかったのか。鳥取県からも「現計画を補完するだけにとどまらず、より安心・安全な施設となり得る計画」が求められていたにもかかわらず、環境プラント工業の設計ミスで修正計画にとどまった事は「より安心・安全な施設」とは言えません。</p> <p>私たち関係住民にとっては、生活の場である建設計画周辺が産廃処分場の建設によって環境が壊され、人体に被害があるようなことになっては大変です。再度、より安全と言われる「クローズド型」を検討されることを提言します。</p>	<p>・近年、建設・供用された全国の管理型最終処分場について、クローズド型が主流という訳ではありません。また、オープン型・クローズド型のどちらにもそれぞれの特徴があり、個別に選択する必要があるものと考えています。</p> <p>・今回の事業計画の作成に当たっては、双方の型式の特徴や維持管理面などに関する知見の収集、他のオープン型・クローズド型各々の整備済み処分場の視察、コンサルタントへの確認、専門家の意見等を基に、当処分場の土地は廃止後に土地所有者に返還する必要がある等の事業特性と地域特性を勘案し、センターとして検討の上、次の理由によりオープン型を選択したものです。</p> <p>①オープン型は設置実績が全国で1700件以上と多く、技術的知見が蓄積されています。このため、ゲリラ豪雨を含めた自然環境等に対しても十分に安全確保ができると考えています。</p> <p>②当計画でもゲリラ豪雨に対し適切な対応をとることとしています。</p> <p>③クローズド型は設置実績が70件程度で廃止事例もなく、技術的知見の蓄積がオープン型と比べて十分でないと考えています。</p> <p>このオープン型の最終処分場を適切に設置し、適切な維持管理を継続して徹底することにより、周辺的生活環境に支障が生じないように取り組んでいきます。</p> <p>・なお、平成24年における環境プラント工業を事業主体としたオープン型の採用は、単に経済性のみによるものではなく、総合的な検討の結果として選択されたものです。</p> <p>また、「環境プラント工業の設計ミスの修正計画」との指摘は事実とは異なり、そもそも設計ミスはなく、事業主体の変更に伴い、既設一廃処分場の埋立工程への影響回避等のために埋立の順序を変更したものです。</p>
[7]	オープン型	9 オープン型にしたのは多くの設置実績があるからとのことですが、トータルはそうですが近年の傾向については協議されましたか。	・今回の事業計画の策定に当たっては、近年の傾向も含め、[6] 中段の回答のとおり検討した上で、オープン型を選択したものです。
[8]	オープン型	5. 県・センターが学者等の専門家からなる検討会を設置し、埋め立て方式について検討しなかったのは、環境に対する配慮義務を果たしていない。またなぜ環境へのインパクトが少ないクローズド型を採用しなかったか。	・[6] 前段・中段と同じ回答です。
[9]	オープン型	(1) センターは次の①、②の理由を掲げ、オープン型を採用したと説明している。この説明の根拠となる知見についてセンターに質問した。これに対する当方への回答（平成28年10月14日付）は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010年改訂版（公益社団法人全国都市清掃議会）」、「クローズドシステム処分場技術ハンドブック（オーム社）を参考にしています。」というものであった。しかし両文献によれば、下記の①、②を裏付ける記述はない。	・御指摘の文献については、検討材料の一部としたものです。
[10]	オープン型	①オープン型は設置実績が全国で1,700件以上と多く、施設の設置運営にかかる技術的知見が十分に蓄積されています。このため、自然現象等に対しても適切な対策を講ずることによって、十分に安全が確保された施設とすることができます。なおクローズド型もありますが、国内では平成10年度に初めて導入され、設置実績は約60件程度で、廃止事例もなく、廃止確認要件等、未だ技術的知見が十分ではありません。（平成28年2月 関係自治会あてお知らせ文書）	—
[11]	オープン型	②「クローズド型は廃棄物の飛散、臭気拡散防止が可能等のメリットがある一方、オープン型に比べ埋立容量が少ない、埋立物を安定化するための洗い出しが難しいなどのデメリットがあります。」（センターの平成26年3月7日付当方あて回答書）	—
[12]	オープン型	(2) オープン型、クローズド型について、学者等の専門家を入れた検討会を設置し検討したのかセンターに質問したところ、回答は、「お尋ねのような検討委員会は、設置していません。これまでお答えしたとおり、センター主体でも運営を含めて両者をセンター内部で比較検討し、理事会の承認をいただいて決定したものです。」というものであった。（平成26年4月4日付当方あて回答） <p>熊本県では当初オープン型で進めていたが、知事が究極の安全を考えてクローズド型に計画を変更した。また栃木県でもオープン型からクローズド型に変更した。栃木県では馬頭最終処分場建設検討委員会（資料 7）を設置し検討の結果「全国的にクローズド型処分場が増えてきたことや、昨今の異常気象等を考えると、クローズド型が良い考えである。」と結論づけている。（平成26年2月12日 議事録）なおオープン型とクローズド型について詳細な検討をしている。（資料 8）</p> <p>県・センターが学識経験者等の専門家にクローズド型、オープン型について検討を依頼しなかったのは、環境への配慮を著しく欠く。</p> <p>以上について県・センターの見解を個別に求めます。</p>	・[6] 前段・中段と同じ回答です。

番号	分類	意見	見解
[13]	オープン型	<p>(3) 平成24年2月21日に開催された米子市議会全員協議会で、環境プラント■■部長は、「ランニングコストを安くするために埋め立て処分場を区割りして埋め立てようと、それによって浸出水の発生量を抑えようという計画のものと処分場計画にしております。」と述べている。また瀧山理事長は、「当センターがクローズド型をしたいといひますのは、まず最初に申しましたように、できるだけ安全なものするんだったら、冗長な、むだな支出をしないで、しかもきちんとした処理ができると、これが基本でございます。一番有利なのは、当方が考えたのは、建物をつくと処理する水、これの維持管理費がかなりかかりますので、それをなるべく少なくする。そのためには上物をつくって雨が入らないようにして、人工的な水を散水をするという方式にすれば、当初の建設費は非常に高くなりますけれども、それは国庫補助金がもらえるのでそれを行ってやってみようかというぐあいに考えたものでございます。その考えたところと、それから環境プラント工業さんのほうが、先ほど部長さんの方から分割方式というような新たなアイデアもいただきました。全体に水が降って、それを全部処理水として処理するよりは、年間6,000トンずつ入ってくれば、それだけのところを何分割かしてそこだけをきちんと困って、その水を処理する。それを幾つかこうやって順番にしていけば、維持管理費が非常に安くなりますよということで、こういう今回の提案があった。」と述べている。</p> <p>これを要するに、センターは、クローズド型は国庫補助金がもらえるので、クローズド型を提案したが、環境プラントは、区割り方式を採用すれば維持管理費が非常に安くなると表明したので、センターは環境プラント案のオープン型としたということである。</p> <p>事業主体が環境プラントからセンターに変更になったことに伴い見直した事業計画は、区割り方式によらないオープン型になっている。</p> <p>なぜセンターは当初の考えどおり、国庫補助金がもらえるクローズド型を採用しなかったのか県・センターの個別の見解を求めます。</p>	<p>・平成24年当時にセンターがクローズド型を検討したのは、環境プラント工業のオープン型と比較検討するため、センターはクローズド型とすることを決定したものではありません。</p> <p>なお、御指摘の理事長の当時の発言は、それぞれの方式のメリット及びデメリットについて述べたものであり、検討材料の一部に過ぎません。よって、「センターは国庫補助がもらえるからクローズド型を提案した」という訳ではありません。</p> <p>・本事業計画（センター主体）において、オープン型を選択した理由は、[6]中段と同じ回答です。</p> <p>なお、オープン型である本事業計画においても国交付金の申請を行う予定です。</p>
[14]	受入廃棄物	<p>・廃棄物「D」における、その都度地元了解を得る、とは具体的にどのような方法で行われますか。</p>	<p>・環境保全協定に基づき設置する監視委員会を通じ、了解を得たいと考えているところです。</p>
[15]	受入廃棄物	<p>・廃棄物「E」廃油の一部のものは埋め立てないとの事ですが廃油の埋め立て可、不可の線引きはできていますか。できているなら可、不可、それぞれの廃油の種類が知りたいです。</p>	<p>・説明会でもご説明したとおり、廃油の埋立ては行いません。法令上は、一部の廃油は管理型最終処分場に埋立てすることが可能ですが、当処分場ではその廃油も含め、いずれの廃油も埋立ては行いません。</p>
[16]	搬入管理	<p>・事前審査において、排出事業所を訪問するとの事ですが、排出事業所とは県内の中間処理業者を指しているのでしょうか。</p>	<p>・当処分場が廃棄物を受け入れる排出事業者とは、中間処理業者を含む、県内に所在する産業廃棄物を排出する事業者です。</p>
[17]	搬入管理	<p>2. 県内の廃棄物のみ搬入すると説明会で言われました。県内の事業所に県外の廃棄物が搬入された場合はどう対処されますか。</p>	<p>・条例に基づく説明会においては「県内廃棄物のみを埋め立てますが、この場合の県内廃棄物とは県外物を県内で中間処理したものを含みます」と説明しましたし、配付資料にもそのように記載しています。</p> <p>・センターとしては、搬入検査の一環として契約前に排出事業所を訪問して事前審査を行うこととしており、廃棄物の実物・発生工程や書類等を確認すると共に、廃棄物の種類に応じて分析検査を行いますし、更に受付検査や展開検査などによる複数のチェックを重ねることで、想定外の廃棄物が搬入されることがないようにしたいと考えています。</p>
[18]	搬入管理	<p>3. 県外物を県内で中間処理したものも埋め立てるということは、中間処理の管理もこの処分場以上に搬入物の厳重なチェックが必要となるが、それについての調査分析計画検討はなされているのか？それとも、丸投げか？</p>	<p>・県内中間処理業者による搬入廃棄物の確認については、廃棄物処理法で定める基準に基づき当該処理業者により実施されています。なお、県外廃棄物の中間処理を受託している産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理法の許可を受けた業者であり、県による定期的な監視・指導も行われていることを確認しています。</p> <p>・センターとしても、[17]後段の回答のとおりチェックを行うこととしています。</p>
[19]	搬入管理	<p>(2) 産業廃棄物種類、有機性汚泥・動植物性残さ・動物系固形不要物・動物のふん尿・動物の死体・廃油・感染性廃棄物は埋め立てないとの事であるが、焼却後、燃えガラ等として受け入れると明示してある。これについての説明を求める。</p>	<p>・当処分場が直接搬入しない産業廃棄物についても、排出事業者は国が定める基準に従い適切に処理する必要があります。これらの廃棄物を焼却処理する場合は、国が定める設備・方法により適切に焼却されることとなりますが、焼却後は性状が変化して、燃え殻等になります。</p> <p>・当処分場の運営としては、これらの燃え殻等を受け入れる際は、センターとして何重もの確認（事前審査、受付検査、展開検査等）を行い、国基準に適合していることや埋め立てても問題ないことを確認した後に埋め立てることから、周辺的生活環境に支障は生じないものと考えています。</p>
[20]	搬入管理	<p>・1日の搬入車両台数の上限はありますか。</p>	<p>・廃棄物運搬車両による搬入は事前予約制としており、上限は定めていませんが搬入検査や埋立作業が適切に実施できる範囲で受け入れることとします。</p>

番号	分類	意見	見解
[21]	搬入管理	1 運搬車両は往復22台とありますが1日11台のみ受け入れということですね。これは最大予約台数ですか。	・1日11台とは、1日当たりの最大予約台数のことではなく、生活環境影響調査の予測を行うに当たり、台数が多い日として想定した1日当たりの予想搬入車両数のことです。
[22]	搬入管理	・車両1台、入場～検査～退場にかかる時間はどの程度を想定していますか。	・現時点ではおおむね30分程度を想定しているところですが、搬入廃棄物の種類・量・性状等により時間に差が生じることも予想されます。
[23]	搬入管理	3. 埋め立て作業する際、暴風警報、竜巻注意報発令時は搬入しないとあるが、風速何メートルまで搬入しますか。また、覆土はトラック1台搬入ごとに行われますか。	・強風については、暴風警報や竜巻注意報が発令されている場合には、実際の風速に関わらず廃棄物の受入を中止します。なお、警報等が発令していない場合でも、搬入廃棄物の飛散性や実際の風の強さ等に応じ、一時的に搬入を停止するなど、個別の状況を勘案したうえで、搬入廃棄物の飛散等の問題が生じないように必要な対応を行いたいと考えています。 ・覆土については、原則として即日覆土（搬入車両毎ではなく、搬入したその日のうちに覆土）としますが、搬入廃棄物の飛散性や気象状況等に応じて覆土の頻度を高める等、個別の状況を勘案したうえで、搬入廃棄物の飛散等の問題が生じないように必要な対応を行いたいと考えています。
[24]	搬入管理	・受付検査の放射線測定、及び迅速検査は対象車両が限られているとの見方ができますが、なぜ全車両行われられないのでしょうか。	・受付検査における放射線測定については、全ての廃棄物搬入車両を対象に実施したいと考えています。 ・迅速検査については、廃棄物の性状に応じた分析手法の適合性や排出工程等から搬入廃棄物が基準不適合になる可能性を勘案した上で、対象を限定したところとします。
[25]	搬入管理	・廃棄物「A」「D」は原則分析検査実施との事ですが、分析検査を行わない例外は具体的にどのような場合を想定していますか。	・事前審査（新規契約前）において、地元説明会資料に記載した埋め立てる廃棄物のうち、廃棄物「A（燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥）」及び「D（産業廃棄物を処分するために処理したもの）」は全て分析検査を実施する予定です。現時点では、具体的な例外は想定していませんが、仮に該当がある場合は監視委員会で協議したいと考えています。 ・なお、廃棄物「D」については、事前に地元の了解をいただいたものしか受入はしません。
[26]	搬入管理	・受付検査において廃棄物「A」は蛍光X線分析を当面全車両実施との事ですが、具体的に期間を示して頂きたいです。	・廃棄物「A」の迅速検査については、処分場稼働後から全車両で実施することとします。なお、検査頻度等を見直す場合には、監視委員会で協議したいと考えています。
[27]	搬入管理	【センター宛て意見書】 ・展開検査について、積荷を降ろし広げて検査するとのことですが、検査にひっかかった場合はどのように搬入物を回収されるのでしょうか？ 【県宛て意見書】 ・展開検査について、積荷を降ろし広げて検査するとのことですが、検査にひっかかった場合、一度降ろした搬入物はどのように回収されるのでしょうか。	・展開検査において不適合の場合は、その場で搬入してきた廃棄物運搬車両に改めて積み込みし直して、持ち帰っていただきます。
[28]	搬入管理	1. 当処分場には放射性物質は搬入しないと言われましたが搬入できる放射能測定値の上限数値を教えてください。	・搬入検査における放射線測定の具体的な受入基準については、周辺環境に影響を与えるような廃棄物が搬入されることがないように、今後、現況の自然界の放射線量等も調査した上で検討する予定です。
[29]	搬入管理	【S. No. 71/⑩-1】・飛散性の石綿(廃石綿等)と石綿含有廃棄物の違いは？目視で簡単に識別できるのか？	・「廃石綿等」はいわゆる飛散性の石綿のことで、石綿が飛散するおそれがあるものとして、廃棄物処理法の規定により特別管理産業廃棄物に区分されており、排出から処理されるまでの間、特に注意して取り扱う必要がある廃棄物であり、特別管理産業廃棄物である旨の表示や他の廃棄物と区分した保管・運搬等も義務付けられています。なお、当処分場には搬入いたしません。 具体的には、建築物等から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材等で石綿を含むもの等のことです。 ・「石綿含有産業廃棄物」はいわゆる非飛散性の石綿のことで、廃石綿等以外で石綿を含むものとして、廃棄物処理法の規定により通常の産業廃棄物に区分されており、安定型処分場にも埋立ができる廃棄物です。 具体的には、セメント等とともに板状に固めた（成形した）非飛散性の建築用建材が解体等により廃棄物になったもの等のことです。例えば、一般家屋の屋根、外壁・内壁、天井、床にも広く使われていた繊維強化セメント板、化粧スレート、ビニル床タイル等が該当します。 ・これらの廃棄物は、国の法令及び全国的にも厳しい県条例に基づき、排出（解体工事等）の段階から県等への届出・基準遵守が求められており、県等による立入検査も実施されていることから、保管・運搬の段階も含めて適切に区別されているものと考えます。 センターとしても、排出事業所の訪問・審査を含めた何重もの搬入検査により、搬入廃棄物の確認を行う予定です。

番号	分類	意見	見解
[30]	搬入管理	【S.No. 71/⑩-1】・「飛散性の石綿(廃石綿等)は受け入れないが、石綿含有廃棄物の埋め立ては分散しないよう覆土等により飛散・流失しないようにする。」との説明であるが、石綿含有廃棄物は飛散性の石綿を含んでいるのでは？	・ [29] の回答のとおり、「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」は区別して扱われています。
[31]	搬入管理	4, 搬入検査の受付検査で、目視・展開による検査とあるが、たとえば入れてはならないはずの石綿(中間処理で灰にされているかも)が紛れ込んでいるかどうかなどどうやってわかるのか？検査員は人工知能を有した特殊な人材をそろえてあるのか？	・ 廃棄物の搬入検査については、事前審査、受付検査及び展開検査の各段階において、書類検査、分析検査、目視検査などの複数の検査を行うこととしており複数のチェックを重ねること ・ 搬入廃棄物として問題がないことを総合的に確認します。 ・ 廃石綿等の確認については、[29] と同じ回答です。 ・ 搬入検査の検査員については、あらかじめ研修・教育を行い必要な知識・能力を備えさせます。また、廃棄物最終処分場には、廃棄物処理法の規定に基づき、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当し、他の職員を監督する技術管理者を置く必要があります。検査員は、この技術管理者の監督の下で適切な検査を実施することとなります。
[32]	搬入管理	【S.No. 47/⑭-2-1】①表1-1-1の出典を記載。エイト日技はアンケート調査を実施していないので、出典を明記。	・ 御指摘の「計画埋立処分量及び廃棄物別の埋立割合」については、センター等が県内排出事業者からの聞き取り調査を実施した結果に基づくものです。
[33]	搬入管理	【S.No. 47/⑭-2-1】②頁⑭-2-1, ⑭-2-4, ⑭-2-7を比較すると、当計画では主に「燃え殻とばいじん」が約3/4占めているが、産業構造により廃棄物埋め立て比率は、その他の参照例のように大きく異なる。異なった場合でも、問題ないか？	・ 廃棄物の埋立割合については、処分場稼働後に変動することも想定されますので、搬入廃棄物割合の確認及び流入水質のモニタリングを定期的実施し、その結果を踏まえた適切な水処理施設の維持管理等を行っていくこととします。問題ないものと考えます。 ・ なお、第2期の施設整備に先立ち、第1期における埋立や水処理の実績を検証し、必要に応じて、実態に即した施設整備となるような検討についても行っていきたいと考えています。
[34]	遮水構造	【S.No. 28/⑥-25】⑤コンクリートと遮水シートの接合はどのように行うのか？ポリエチレン系では熱接合となると思いますが、どのような接合法を採用するのか説明願います。	・ コンクリート構造物にアンカー付遮水シートを設置し、下部遮水シートを熱融着する工法等を想定していますが、具体的な方法は詳細設計で検討します。
[35]	遮水構造	6, 地下水汚染防止対策で「万一検知した場合、原因追求して速やかに補修します」とあるが、例えばゴミが30メートル積み上げられた時に漏洩がわかったら、どのように補修するのか？またどれくらい費用がかかることなのか。	・ 電氣的漏えい検知システム等により上部シートからの浸出水の漏えいが判明した場合、廃棄物の搬入を停止したうえで、原因を追及して速やかに遮水シートを補修します。補修方法は損傷箇所上部の埋立済みの廃棄物を除去して直接シートの補修を行うなどの方法がありますが、具体的な補修方法等はセンターだけで判断することなく、県及び専門家の意見を聞きながら適切に対応します。 ・ 補修の費用は埋立状況、または破損の程度等によって異なるため一概にお答えはできません。
[36]	漏洩検知	・ 電気漏洩検知システムを導入するとの事ですが、その寿命は10年とメーカーが発表しています。寿命をむかえたその後はどのように水漏れをチェックするか。	・ 電氣的漏えい検知システムは、法律で設置が義務づけられたものではありませんが、より一層の安全を保つために、他の時期と比較して遮水シートの破損可能性が比較的高くなる時期(遮水構造施工時及び埋立初期段階)において追加的に整備して漏水チェックを行うための設備であり、そのような目的が達成できる耐用年数を有するシステムを導入し、適切なメンテナンスを継続して実施することとします。 ・ なお、浸出水が漏水していないことの確認については、基本的には、法律で義務づけられている地下水のモニタリングによりチェックすることとします。
[37]	漏洩検知	【S.No. 72/⑩-3】・H28/10/23の合同説明会では、エイト日技の説明で「漏水検知システム」の耐用年数は約5年との説明であった。残る約45年間は全く検知システムなしの状態が継続されることを意味するが？	・ [36] と同じ回答です。 ・ なお、平成28年10月23日の追加説明会において、電氣的漏えい検知システムの耐用年数が約5年と説明した事実はありません。
[38]	施設整備	【S.No. 26/⑤-1】①区画1と区画2の第1期/施設配置図と第2期/施設配置図の施工範囲はどこに記載されているか？	・ 処分場の建設については、事業計画書⑤-1、⑤-3に示すとおり、I期II期それぞれ区画1と区画2を同時に施工する計画です。
[39]	施設整備	【S.No. 34/⑫-2-2】・設計水平震度kco=0.24: 地盤工学会の基準で、地盤種別Ⅲ種、レベル2地震動を採用する必要があるのか？	・ 県の指針等では、地震力に対して構造上安全であることが求められています。住民の皆様から地震時の安全性を強く求められていることもあり、当処分場ではより安全な施設とするため、震度6以上を想定したレベル2地震動を採用しています。
[40]	集排水設備	【S.No. 26/⑤-1】②第1期・第2期/施設配置図の接合部(特に浸出水集排水管・地下水集排水管の仮設止水処理)はどのようにしているのか？	・ 第I期の処分場施設の施工時において、I期集水ピットからII期集水ピットへ送水する地下水及び浸出水の排水管の接続口を施工しておき、仮設キャップ等により止水する予定ですが、詳細は今後実施する詳細設計で検討します。
[41]	集排水設備	【S.No. 27/⑤-4】・頁⑥-25の関連コメントを参照。	・ [42] と同じ回答です。
[42]	集排水設備	【S.No. 28/⑥-25】①雨水排除専用管Φ600があるが、雨水の取入れはどのようにするのか？	・ 埋立地内の雨水は法面の小段排水路により集水し、地下水集水管を通じて地下水ピットに集める計画です。
[43]	集排水設備	【S.No. 28/⑥-25】②平面図では雨水専用排除管Φ600と、断面A-Aでは地下水管となっている？統一しては？	・ 同一の管であるため、詳細設計時に表記を統一します。

番号	分類	意見	見解
[44]	集排水設備	【S. No. 28/⑥-25】③断面B-Bの浸出水管2xΦ700、地下水管2xΦ300(接続必要ならば)は第II期集水ピット施設へ接続されるが、第I期工事中にその出口にValve等の止水処理は不要か？	・ [40] と同じ回答です。
[45]	集排水設備	【S. No. 28/⑥-25】④断面C-Cの地下水管Φ300の2本の表示は必要か？	・ φ300地下水管は隣接する地下水モニタリングピットに接続されるものですが、φ300の地下水管とφ600の地下水管の位置関係を示すため表示したものです。
[46]	集排水設備	【S. No. 29/⑥-26】①第II期集水ピット施設から既設枡への接続管の地下水管Φ300の設計流量はOK？第I期集水ピット施設からは2xΦ300となっている。要チェック？	・ 既設枡への接続管の径は流量計算により決定していますが、詳細は今後実施する詳細設計で検討します。
[47]	集排水設備	【S. No. 29/⑥-26】②また、第I期・II期の埋立て完了後(約50年後)は浸出液がこの地下水管を流れ、既設排水管接続枡へ排水される予定では？。第I期(2xΦ700)、II期(Φ700とΦ800)が合流するが、コメント①の地下水管Φ300の通水能力をチェックのこと？	・ [46] と同じ回答です。
[48]	集排水設備	【S. No. 29/⑥-26】③既設枡への接続管の地下水管Φ300は、頁⑥-26の雨水排除専用管Φ600に比して小さくないか？チェックのこと？	・ [46] と同じ回答です。
[49]	集排水設備	【S. No. 29/⑥-26】④既設排水管接続枡断面図：区画2-2雨水場外排除専用管Φ400の接続計画図はどの平面図に記載か？ 関連図面もチェック願います。	・ 事業計画書⑥-26の既設排水管接続枡断面図に表記している「区画2-2雨水場外排除専用管φ400 EL=23.020 高耐圧ポリエチレン管」は削除もれでした。
[50]	集排水設備	【S. No. 30/⑥-30】・断面A-Aの左のピットから排水され既存排水管接続枡へ連結する地下水管Φ300の設計流量をチェックのこと？ コメントS. No. 28, 31, 31等の関連図面もチェックのこと？	・ [42]、[46] と同じ回答です。
[51]	集排水設備	【S. No. 31/⑥-50】・コメントS. No. 28, 31, 31等の関連図面等もチェックのこと？	・ [42]、[46] と同じ回答です。
[52]	集排水設備	【S. No. 32/⑥-52】①断面A-A:止水バルブ300x300、水密扉Φ800、水密扉Φ700でOK？ バブルと水密扉の呼称とサイズはこの表記でOK？ 要チェック？	・ 止水バルブや水密扉の具体的な大きさについては、詳細設計で検討します。
[53]	集排水設備	【S. No. 32/⑥-52】②断面C-C:300x300の表示は水密扉？ 水密扉300x300のサイズ(断面A-Aの水密扉Φ700と比べ小さいのでは?)はOK？ 断面A-Aでは水密扉Φ700でOK？ 要チェック？	・ [52] と同じ回答です。
[54]	集排水設備	【S. No. 32/⑥-52】③断面A-Aの左のピットから排水され既存排水管接続枡へ連結する地下水管Φ300の設計流量をチェックのこと？ 頁⑥-26のコメント②を参照？	・ [46] と同じ回答です。
[55]	集排水設備	【S. No. 32/⑥-52】④ピット外周の防護柵は？(詳細設計時か?)	・ 集水ピット開口部には蓋板を設置する計画ですが、転落防止柵の必要性を含め詳細設計で検討します。
[56]	集排水設備	【S. No. 38/⑬-2-10】・図2-5-3: 計画では頁⑥-4及び⑬-2-13、⑬-2-14の浸出水集排水施設図となるのでOK？。	・ 県指針に基づき設計しています。詳細は今後実施する詳細設計で検討します。
[57]	集排水設備	【S. No. 39/⑬-4-10】・2(1)7行目:⑬-4-12、⑬-4-13のコメントを参照のこと。	・ [58] と同じ回答です。
[58]	集排水設備	【S. No. 39/⑬-4-12】①自動運転は左からピット-1と2の止水バルブのみではなく、ピット-2に「設置されたP-1ポンプの自動運転、ピット-3に設置されたP-2ポンプの自動運転(停止?)」等々の対策を行い、浸出水が地下水と混合ないように計画・設計を願います。	・ 浸出水と地下水が混合することがないように計画しています。なお、ポンプ運転等具体的な内容については、今後実施する詳細設計で検討します。
[59]	集排水設備	【S. No. 39/⑬-4-12】②第II期集水ピットへ接続される地下水管Φ300は第II期にて設置されるが、第I期にて吐き出し前面へのバルブ等の対策(仮設の止水対策)か何か他の対策が必要では？	・ [40] と同じ回答です。
[60]	集排水設備	【S. No. 40/⑬-4-13】・コメント頁⑬-4-12を参照のこと。	・ [58] と同じ回答です。
[61]	集排水設備	【S. No. 41/⑬-4-14】①頁⑬-4-12、⑬-4-13を参照のこと。	・ [58] と同じ回答です。

番号	分類	意見	見解
[62]	集排水設備	【S. No. 41/⑬-4-15】②左からピット-1から既設排水管接続パイプ地下水管Φ300(頁⑥-52等関連図面を参照)のパイプの流下能力のチェック? 頁⑥-26, ⑥-52等々を参照のこと。	・ [46] と同じ回答です。
[63]	集排水設備	【S. No. 42/⑬-4-16】①図3-14の既設排水管接続断面図: 区画2-2雨水場外排除専用管Φ400の接続計画図はどの平面図に記載か? 関連図面もチェック願います。	・ [49] と同じ回答です。
[64]	集排水設備	【S. No. 42/⑬-4-16】②コメント⑥-26等関連図面もチェックのこと?	・ [46]、[49] と同じ回答です。
[65]	集排水設備	【S. No. 44/⑬-4-22】・ 頁⑥-26, ⑬-4-14, ⑬-4-15の②の関連コメントを参照のこと。左からピット-1からパイプ地下水管Φ300で既設排水管接続されている。この地下水管Φ300の流下能力のチェック?	・ [46] と同じ回答です。
[66]	廃止	10 埋め立てられた廃棄物が無害になるのは何年後ですか。安定という言葉を使っておられるが無害でなければ意味がありません。地下にあれば湧水の地です地上に湧き出る可能性もあります。遮水シートは無害になるまで持ちますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・無害という意味では、埋め立てられた廃棄物が将来にわたり周辺的生活環境に支障を及ぼさないようにすることが必要と認識しています。 ・埋立終了後から処分場廃止までの想定期間は、10年間を見込んでいますが、処分場を廃止するためには、国が定める廃止基準に適合していることを県が確認する必要があります。廃止基準とは、水処理施設を撤去(浸出水をそのまま放流)しても生活環境の保全が確保できるなど、処分場に関する日常的な維持管理を行わなくても良い状態になる基準のことであり、埋立廃棄物が安定化した状態になったことを意味しますので、埋め立てられた廃棄物が周辺的生活環境に支障を及ぼすことはないと考えます。 ・なお、廃止後の処分場跡地についても、廃棄物処理法の規定に基づき県が指定区域として指定することとなり、その区域内での土地の掘削等の形質変更に対して県への届出が義務付けられます。その際、基準に適合しない場合は、県はその土地形質変更の施工方法に係る計画の変更を命じることができることから、周辺的生活環境に支障が生じないような制度となっています。 ・また、遮水シートの耐久性については、50年以上とされており、廃止までの期間以上の耐久性を備えているものと考えています。
[67]	廃止	・埋め立てられたゴミが無害化するのはいつ、何年後ですか。遮水シートの耐久年数より、無害化するまでの方が時間がかかるのではないかと。	・ [66] と同じ回答です。
[68]	廃止	・計画期間が約47年間とのことですが、終了した後の管理はどうなるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立開始から処分場廃止までの計画期間は約47年間を見込んでいますが、処分場を廃止するには、埋め立てられた廃棄物が安定化し、国の廃止基準に適合していることを県が確認する必要があります。この確認を受けるまでは、仮に47年間を超過したとしても、水処理を含む処分場の維持管理は継続します。また、廃止する際には事前に地元自治会に説明をいたします。 ・廃止された処分場は、廃止基準に適合しており、埋立廃棄物が安定化され、日常的な維持管理を行わなくても良い状態になっています。当処分場の土地については、廃止後は各土地所有者に返還する予定です。 ・なお、廃止後は [66] 第3段の回答のとおり、周辺的生活環境に支障が生じないような制度となっています。
[69]	廃止	4. 最終処分場が終了後10年で調査は終了となっているが、住民の不安解消の為に5年または10年ごとに河川、地下水の水質調査を実施してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止された処分場は、廃止基準に適合しており、埋立廃棄物が安定化され、地下水の水質調査を含め日常的な維持管理を行わなくても良い状態になっています。 ・なお、廃止後は [66] 第3段の回答のとおり、周辺的生活環境に支障が生じないような制度となっています。
[70]	廃止	【S. No. 46/⑭-1-22】・このキャッピングの項目でのことではないが、キャッピング後の跡地利用計画はどのセクションに記載されているのか?	・跡地利用については事業計画書②-1に記載していますが、今後地権者等とも相談していく予定です。

番号	分類	意見	見解
[71]	生活環境調査	2. 環境影響調査書（平成29年1月）によれば「大気質も周辺地域への影響はほとんどありません、騒音・振動も周辺民家への影響はほとんどありません、悪臭も周辺民家への影響はほとんどありません、水質も周辺地域への影響はほとんどありません、地下水も影響は小さいものと予想されます」と述べています。大気質、水質、地下水など目に見えませんが、気が付けば人体被害という事になりかねません。悪臭など抽象的な表現ですが、だれが悪臭と判断されるのでしょうか。判断する人によって基準が変わるのは納得できません。「影響はほとんどない」という言葉の裏には「少しはある」と聞こえ、近くで生活している私たちにとって環境悪化は死活問題です。	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質・水質・地下水を含む各環境要素については、生活環境影響調査による調査・予測・分析の結果を踏まえ、事業開始後は放流水や地下水のモニタリングなど、周辺区域の生活環境保全のための措置を講じ、周辺の生活環境に支障が生じないようにします。 ・なお、当処分場に係る生活環境影響調査は、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。また、本来は不要の手続ですが、事前にその調査方法等（方法書）について、県に協議し、県の指導を踏まえて調査に着手するなど丁寧な対応を行ったものと考えています。県においては協議のあった方法書について、各分野の専門家で構成される検討会を開催し、その検討会における意見を踏まえて指導されたと伺っています。 ・悪臭の判断については、その測定は悪臭防止法の規制基準値を測定するために国が定めた方法と同じ方法により分析し、その影響は悪臭防止法に規定する悪臭物質ごとの規制基準値により判断するなど、判断する者により基準が変わることがないようにします。 ・本事業計画においては、適切な施設・設備を設置し、適切な維持管理の継続を徹底することにより、周辺の生活環境に支障が生じないように取り組んでまいります。
[72]	生活環境調査	3. 環境影響評価は、現在一般廃棄物処分場が稼働されており、複合的に調査をされないといけないと思います。今の報告は産廃処分場だけの結果報告であり、「より安心・安全」を求めるなら複合的な再調査を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画の生活環境影響調査については、[71]第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づく方法により適切に実施したものと考えています。 ・この調査は、当処分場だけを考慮して評価したものではなく、隣接の一般廃棄物最終処分場が運用されている現況の状態に加えて、当処分場の設置・稼働に伴う環境負荷が追加された場合の影響を調査・予測・分析したものであることから、再調査を実施する必要はないものと考えます。
[73]	生活環境調査	◎産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。 1 生活環境影響調査の評価が現状に即していないまた正しくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[74]	生活環境調査	(3) 環境影響調査に多くの不備があることが、住民説明会で明確になりましたので産廃処分場の建設には反対です。以上	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[75]	生活環境調査	(2) 環境影響調査に多くの不備があることが、住民説明会で明確になりましたので産廃処分場建設には反対です。	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[76]	生活環境調査	(3) 環境影響調査に多くの不備があることが、住民説明会で明確になりましたので産廃処分場の建設には反対です。以上	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[77]	生活環境調査	(3) 環境影響調査に多くの不備があることが、住民説明会で明確になりましたので産廃処分場の建設には反対です。以上	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[78]	生活環境調査	(3) 環境影響調査に多くの不備があることが、住民説明会で明確になりましたので産廃処分場建設には反対です。	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[79]	生活環境調査	(2) 環境影響調査に多くの不備があることが、住民説明会で明確になりましたので産廃処分場建設には反対です。	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[80]	生活環境調査	(3) 生活環境影響調査の大気質、地下水等の調査・予測解析に不備が多く、事業センターの質問に対する説明は十分納得できるものではなかった。住民の健康・安全が確保されるとの予測は不十分であります。以上	<ul style="list-style-type: none"> ・[71]第2段と同じ回答です。
[81]	生活環境調査	【S.No.3】5. 生活環境影響調査結果は、インターネット検索資料が約70%以上を占めているように見受けられる。地質調査にてCECが実施した透水係数の検証のための現場透水試験もなされておらず、また地下水三次元解析も行っていない、非常に杜撰な報告書となっている。何故、CECが地下水三次元解析を行っており、事業センターもその必要性を認識し、且エイト日技も審査検討業務をつうじて熟知しており見積書にて積算しているのに、調査・解析項目から除外したのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活環境影響調査結果における、インターネット検索資料が約70%以上」との御指摘がどのような計算に基づくものかは不明ですが、当処分場の生活環境影響調査は、[71]第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づき実施しており、現況把握の方法としては既存の文献・資料又は現地調査により行っているものです。また、これらの調査方法については、本来は不要の手続ですが、あらかじめ県や専門家の意見を踏まえて丁寧に対応しました。よって、杜撰な報告書ではないものと考えています。 ・条例上求められる地下水に係る生活環境影響調査は、処分場の存在による地下水位や流動状況への影響であり、今回は地下水の水位と処分場底面の標高を直接的に比較する手法（定性的解析）で検証しています。

番号	分類	意見	見解
[82]	生活環境調査	【S.No. 53】・引用文献・報告書にはその出典が明記されている。淀江産廃処分場に関する報告書は多いが、どの報告書から記載・掲載された資料なのかその出典を明記すること。また、エイト日技が実施した調査結果と、その他報告書からの参照結果とが区別できるように表現すること。区別できなければ、エイト日技が自己にて調査した結果と理解されるので、明記すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例の規定に基づき縦覧した当処分場の事業計画書については、コンサルタント業者に業務委託等しながら、最終的にはセンターの責任において作成したものであり、その範疇においては個別に出典を明らかにする必要はないものと考えます。 ・なお、センター主体の事業計画に係る生活環境影響調査は、環境プラント工業主体時に実施した生活環境影響調査結果（過年度調査結果）を活用しながら、その後の更新データや事業計画の変更に伴い必要な追加の現況調査等により行っており、その旨は事業計画書（⑩-4-1）に記載しています。 ・また、国や県等の文献やデータ等を引用した箇所については、事業計画書において、その出典を明らかにしています。
[83]	生活環境調査	【S.No. 61/5-6-20】・エイト日技は実際に現地調査をしたのではなく、CECが平成20年から平成25年の実施した調査をしているので、事実に基づき報告書を作成すべきです。この頁はエイト日技が調査を実施したように記載されているので、事実を記載すること。また、その他の報告書から表などの参照を行う場合は、その出典を明記して参照する。あたかもエイト日技で調査を行ったような記載は避けるべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・[82]と同じ回答です。
[84]	大気質	①砂ぼこりの立つ風速としてありますが、埋め立てられるのは燃えながら主体とされています。燃えながらやばいじんの立つ風速で評価すべきです。燃えながらやばいじんは風速何メートルで飛散しますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入廃棄物による粉じんの発生防止対策としては、まず、排出事業者に対して搬入廃棄物の飛散防止措置（搬入車両へのシート掛け等）の徹底を求めます。この飛散防止措置が適切に講じられていることは、センターによる搬入検査により確認を行います。また、当処分場に搬入された廃棄物を埋立地において荷下ろしする際には、必要に応じて散水を行うと共に、即日覆土により更に飛散を防止します。 ・燃え殻やばいじんが飛散する風速については、その性状等により異なるものと考えますが、埋立地においては既に飛散防止措置が取られている状態ですので、即日覆土で用いられる土以上に飛散しやすい状態にはならないと考え、一般的に砂ぼこりの立つ風速（5.5m/秒）による評価を行ったものです。 ・なお、暴風警報や竜巻注意情報発令時など、周辺への影響が懸念されるような強風時には廃棄物の搬入を停止する予定です。
[85]	大気質	②住民から米子測候の測定結果は実状と違うということで現地で調査され住民の言うとおりの結果が出ています。しかし評価では米子測候所の10年間の平均で評価してあります。風向きは地形により大きく変わります。きちんと調査したもので評価すべきです。また、最近の気候は大きく変わっています。近年の気象状況を見るべきです。又、平均ではなく最大で検討が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質に係る生活環境影響調査については、[71]第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づく方法により適切に実施したものと考えています。 ・また、現地測定地点における調査結果と米子観測所における観測結果の相関性は高く、米子観測所のデータを用いることに問題はないものと考えており、このことは既にお知らせしたところで、縦覧した事業計画書の生活環境影響調査結果書（⑩-5-1-10～12）にも示しています。 ・従いまして、米子観測所の直近10年間の気象データを用いた生活環境影響調査の結果に問題はないものと考えます。
[86]	大気質	9、大気質調査結果についての不信感 米子特別地域気象観測所における過去10年間の観測結果から、当地周辺の粉じんの影響はほとんどないと結論付けているが、このデータからこの結果が導かれるのは腑に落ちないし、この調査では大気汚染の影響の不安はぬぐえない。 そもそもこの観測所は博労町4-325に位置し、当地から直線距離約7.5kmも離れており、間に一級河川の日野川が流れている。距離的な問題もあるが、米子に何十年も生活して日常に感じるのは、川の東と西では同じ時間でも天気が違うこともままあるような地域であるということである。つまり、風を含めた気象条件が同じと定義づけるのは無理があるということである。また、観測地点は市街地で住宅が建て込んでいる環境であり、当地周辺は大山の麓で田畑の広がる地域で環境条件も地形条件も全く異なる。したがって、そのデータをもって当地周辺民家には粉じんの影響はないというのは欺く意図を感じる。 また、降下煤塵についてのデータもすべて既存資料をざっくり引っ張り出した数値が示されているだけである。年月日時間、どの地点でどの期間にどのようなやりかたで計測されたのか詳細なデータがないのは概要版だからだろうか。また、西部総合事務所（当地から直線約7km）日吉津小学校（当地から直線約4km）という当地とかけはなれた地点の既存データで曖昧な推測をするのであれば、隣地の一般廃棄物処分場境界地点とともに影響を考えるべき周辺住宅や農地での計測をきちんと行ってデータを示すことが周辺住民への真摯な態度ではないか。それすらやらずになんのための環境調査なのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立による粉じんの影響については、風況に基づく予測等に加えて、埋立に際して廃棄物への覆土や散水等を実施することにより、周辺への影響は殆どないものと予測しているところではあります。 ・米子観測所のデータを用いた理由は、[85]と同じ回答です。なお、米子観測所における気象計は住宅等よりも高い位置（標高約18m）に設置され測定されています。 ・降下ばいじんについては、既存資料調査としての県による測定結果（西部総合事務所、日吉津小学校）に加えて、現地調査として事業計画地の敷地境界及び直近民家付近でも調査を実施しており、調査時期・調査地点・調査方法等も事業計画書の生活環境影響調査書に記載しているところです。 ・以上の内容も含めて、当処分場に係る生活環境影響調査は[71]第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。
[87]	大気質	③地下水のモニタリングは考えておられるが大気中の汚染についてはどのように考えているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質のモニタリングについては、念のため、敷地境界において大気中の石綿粉じんの飛散状況を定期的に調査し、その結果は公開することとします。 ・その他、監視委員会から大気質に関するご意見があった場合等には、必要に応じてモニタリングの実施も検討します。

番号	分類	意見	見解
[88]	大気質	6 水質のモニタリングは予定されていますが、大気のモニタリングはどのような予定ですか。有害物質や焼きがらなどの飛散が考えられます。	・ [87] と同じ回答です。
[89]	大気質	【S.No. 57/4-6】・降下ばいじん、石綿(アスベスト)、二酸化窒素・浮遊粒子状物質、気象の状況、交通量の現地調査が実施されているが、その結果は？ また、その調査はエイト日技が実施していない項目に関しては、その出典を明記のこと。	・これらの各調査については、既存資料調査又は現地調査により実施しており、その結果は「⑮生活環境影響調査結果書 第5章 環境影響調査の結果 5-1 大気質」に記載のとおりです。 ・出典については、[82] と同じ回答です。
[90]	大気質	2 一般車両1300台とありますが排気量換算ではどれくらいの比率になりますか。一般車両と大型ダンプでは重量も排気量も違ってきます。	・説明会において、説明させていただいた「現況交通量が約1,300台」とは、交通量調査の分類における大型車及び小型車を含めた数字であり、このうち、大型車の割合は、約10%でした。 ・また、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響については、国や県の指針等に基づき、大型車及び小型車の違いを勘案（予測に用いた排出係数を単純比較した場合、二酸化窒素は大型車が小型車の約7.2倍、浮遊粒子状物質は大型車が小型車の約15倍）して予測した結果であり、その上で、現況の大気環境の変化はほとんどないとの結果となっています。
[91]	振動	3 大型車両の走行に伴う振動はどうですか。	・廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の影響については、国や県の指針等に基づき、大型車及び小型車の違いを勘案（予測に用いた係数を単純比較した場合、振動については大型車が小型車の約13倍）して予測した結果であり、その上で、現況とほとんど変わらないとの結果となっています。
[92]	悪臭	毎年、6月から8月の間に特に■■の臭いがかなりきついです。この大気汚染による産廃持ち込みによる影響を説明してください。	・搬入廃棄物による悪臭対策としては、まず悪臭が発生している廃棄物や腐敗しやすい廃棄物（動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等）は受け入れないこととしています。このことは、搬入検査の各段階（事前審査、受付検査、展開検査）において、十分に確認します。 加えて、搬入廃棄物の埋立において、即日覆土を徹底し、悪臭の発生を更に抑制します。 ・よって、当処分場に搬入される廃棄物による周辺地域への悪臭の影響はほとんどないものと見込んでいます。
[93]	悪臭	健康と異臭の問題について。大山から風が産廃予定地を通り■■から下泉部落を通ります。■■の■■■のにおいと産廃のメタンガスがまじり合い異臭になるのではないかとしんぱいしております。現在も5月から8月の間■■■の異臭がします。	・搬入廃棄物による悪臭対策については、[92] と同じ回答です。 ・なお、メタンは無臭の気体です。
[94]	水質	④この環境影響調査は産業廃棄物最終処分場だけを考慮して評価されています。しかし、すでに一般廃棄物の処理場があり処理水等が流れています。リスクが2倍になるということです。そのリスクについて念頭に入っていないようです。もし検討されているのであればどのように検討されたのか。国基準、国基準と言われるがリスクが1個の場合の国基準かと思えます。双方から排出される排水が2か所からとなれば排出される総量も倍となる。濃度で行けば希釈されるので参考にはなりません。排出量で計算してください。	・水質に関する生活環境影響調査については、[71] 第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づく方法により適切に実施したものと考えています。 同調査は当処分場だけを考慮して評価したものではなく、隣接の一般廃棄物最終処分場が処理水等を放流している現況の水質に対し、当処分場の放流水等が追加された場合の影響を調査・予測・分析しているものであり、その結果は環境基準等に照らし、影響は殆どないものとなっています。 ・なお、我が国の処分場放流水の水質については、濃度による規制が行われているところです。この、国が定める排水基準は、環境省の中央環境審議会や国際機関等で検討された人の健康影響等に関する科学的知見と安全率を基本として、適切な科学的判断を踏まえているものであることから、当処分場においてもこれらの基準を遵守することで周辺的生活環境に支障が生じることはないものと考えます。
[95]	水質	4 処理水の排出についてはモニタリングを予定しておられますが、この水系にはすでに一般廃棄物の処理水が流れています。それをどのように考慮して基準を設けられていますか。ただ、国基準では受け入れられません。	・[94] の回答のとおり、水質に関する生活環境影響調査については当処分場だけを考慮して評価したものではなく、また、国が定めた管理型最終処分場の放流水の排水基準については、適切な科学的判断を基に放流しても問題ない基準値として規定されており、生活環境影響調査の結果を踏まえ、当処分場の処理後の放流水についても、この基準を確実に遵守することといたします。 ・なお、当処分場の浸出水処理施設には、逆浸透膜処理などの高度な水処理システムを設置することとしています。

番号	分類	意見	見解
[96]	水質	【S. No. 56/3-28、3-29】①表3-3-15(1)塩川のダイオキシン類測定結果によると、塩川のダイオキシン類濃度は、環境省の環境基準以下であるが、西部地区主要海域と比較すると約10倍とその濃度は既に高い。流域内には既設中間処理場等の施設もあるが、何が原因であるのか環境影響調査で説明願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回実施した生活環境影響調査は、廃棄物処理法及び県設置手続条例に基づく廃棄物処理施設の設置手続の一環として、国や県の指針に基づき実施したものであり、当該施設の設置に伴い周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査・予測・分析し、必要な対策を講じて生活環境に配慮した適切な事業計画とするための調査です。 ・なお、当処分場に係る生活環境影響調査は、[71]第2段の回答のとおり、適切に実施したものと考えています。 ・国によると、ダイオキシン類とは、物の焼却過程等で自然に生成される物質で、環境中に広く存在していますが、量はごく微量です。ダイオキシン類に係る基準はTDI（耐容一日摂取量）を基に設定されていますが、このTDIとは、その量までは人が一生涯にわたり摂取し続けても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりの摂取量のことであり、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではないとされています。 ・県においては、平成26年度から塩川（8～9地点）におけるダイオキシン類の調査を継続して実施されており、その結果は、全地点において水質及び底質（川底の土）とも環境基準を下回っており、また、これまでの他河川や海域の調査結果と比較しても特段の違いはなく、問題はない状況であることを県から確認しています。 ・なお、海域との比較については、環境省がまとめた全国調査においても河川の値が海域の値よりも高くなる傾向となっています。 ・また、塩川（水質）におけるダイオキシン類の検出については、これまでの調査結果から、土壌中に残留している水田用除草剤（現在は製造中止）に起因しているものと推定されることを県に確認しています。
[97]	水質	【S. No. 56/3-28、3-29】②塩川のダイオキシン類測定結果(表5-5-4:頁5-5-10)から読み取れる結果は、H24/5/23に最下流の測定点であるSt4地点で環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lであった。従って一般廃棄物処分場St1からその間に流入した河川水は環境基準を超える1.2pg-TEQ/L以上の汚染水が流入していたこととなります。その原因を影響調査にて明らかにすべきと思います。エイト日技にその原因に関する所見を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・[96]後段と同じ回答です。
[98]	水質	【S. No. 56/3-28、3-29】③表3-3-16(頁3-29):塩川下流の佐陀新田公民館でも「土壌のダイオキシン測定結果」は、その他地区の約10倍となっている。塩川は既に、その他近傍の河川より自然環境に大きな負荷を与えているものと考えられる。塩川全体のモニタリングシステムが必要と考えるが、エイト日技の見解を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・佐陀新田公民館（白浜浄化場の西側）の土壌で測定されたダイオキシン類については、環境基準の1000分の1程度の値であり、全く問題のない結果であることを県から確認しています。 ・塩川全体のモニタリングについては、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく監視（モニタリング）を県が平成26年度から既に実施されており、全ての地点で水質、底質（川底の土）とも環境基準を下回っていること、また、他河川と比較しても特段の違いはなく、御意見にあるような「その他近傍の河川より自然環境に大きな負荷を与えている」ということはないことを県から確認しているところです。
[99]	水質	【S. No. 56/3-28、3-29】④エイト日技はCECが24年に実施した2回の水質検査資料を掲載しているのみである。エイト日技は確か審査検討報告書の中で環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lを超えていると鋭い指摘があった。住民側がH26年2月にこのことを指摘すると、県はH26年4月から隔月で、水質・底質・流量の観測を行っている。何故、この貴重な資料を調査資料として採用し、検討を行っていないのか？事業センターは、何故エイト日技へ情報提供をしていないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターが業務委託した審査検討委託業務報告書（平成28年3月）において、「環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lを超えている」というような指摘はありません。 ・また、塩川等におけるダイオキシン類の測定結果については、県の常時監視結果報告書として公表されたものについて、生活環境影響調査結果書に掲載しています。ここでは、塩川等における水質・底質のダイオキシン類調査結果を環境基準と比較整理しており、全ての地点において環境基準を達成していることを確認しています。
[100]	水質	【S. No. 58/5-5-9】①エ（ア）の調査結果説明では、「ダイオキシン類測定結果は、表5-5-4に示すとおりであり、環境基準を満足する。」との記載である。しかし、観測日平成24年5月23日の参考資料の表(流量)と表5-5-4のダイオキシン類の濃度を比較すると、一般廃棄物処分場の調整池下流点(St.1)と最下流観測点St.4の間でその濃度は高くなっている。即ち、この間で環境基準(1.0pg-TEQ/L)を超える濃度(St.4で1.2pg-TEQ/L)となることから、この間にその汚染源があることを示唆する状況が観測されたことになると思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・塩川（水質）におけるダイオキシン類の検出の要因については、県として[96]後段の回答のとおり推定されていることを確認しています。
[101]	水質	【S. No. 58/5-5-9】②その汚染源を確認し、その影響評価を実施する必要があると思います。エイト日技が実施している「別案検討委託業務」にてカバーされているものと期待していましたが、全くその逆の調査結果の説明です。エイト日技の所見を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・[96]と同じ回答です。
[102]	水質	【S. No. 58/5-5-9】③従い、報告書の記述で「健康項目及びダイオキシン類の……、全ての項目で環境基準を満足する。」との記述はあやまりである。	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）及びダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準は、年間平均値で評価（全シアン、PCB、アルキル水銀を除く）することとなっており、測定結果が全ての項目で環境基準を満足していることから、記述に誤りはありません。
[103]	水質	【S. No. 58/5-5-9】④また、鳥取県生活環境部はH26/4から塩川のダイオキシン類濃度、底質のダイオキシン類濃度を含む水質検査、流量観測を実施しております。これらの貴重なデータを汚染源の検討に供されるべきです。事業計画書の⑩「生活環境影響調査結果書」には全く記述がない。塩川はその他西部地区の他の河川よりも既に高い環境負荷を受けている。その原因を究明する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・県による塩川ダイオキシン類調査の結果の扱いについては、[99]後段と同じ回答です。 ・また、塩川が他の河川より高い環境負荷を受けているのではとの御指摘については、[98]後段と同じ回答であり、そのような事実はないことを県から確認しています。

番号	分類	意見	見解
[104]	水質	【S. No. 58/5-5-10】・頁3-28, 3-29のコメントを参照のこと。	・ [96] と同じ回答です。
[105]	水質	【S. No. 58/5-5-17】②頁3-28, 3-29, 5-5-10を参照。	・ [96] と同じ回答です。
[106]	水質	【S. No. 58/5-5-17】②5-5(1)3:「農業用排水路から100倍希釈地点として設定したSt4の間で河川水を利用・・・」と説明があるが、表5-5-11の排出基準は10pg-TEQ/Lである。100倍希釈濃度は排出基準10pg-TEQ/Lの1/100であるから河川水の濃度は0.1pg-TEQ/Lとなるのでは? 100倍希釈地点という水質が良くなったイメージを与えるので、流量が100倍地点と訂正のこと。	・管理型最終処分場の放流水に係るダイオキシン類の基準は10pg-TEQ/Lですが、実際に放流する濃度は更に低くなると見込まれます。また、当処分場に由来するもの以外のものもありますので、単純に100倍希釈地点における河川水中の濃度が0.1pg-TEQ/Lになるわけではありません。 ・100倍希釈地点(St.4)とは、河川等の水量が、当処分場からの放流水の量のおおむね100倍となる地点のことです。よって、当処分場由来の放流水自体がおおむね100倍に希釈されることとなりますので、訂正の必要はないものと考えます。
[107]	水質	【S. No. 58/5-5-17】③しかし、表5-5-4(頁5-5-10)では環境基準1.0pg-TEQ/Lを満たすが、地点St.4の濃度1.2pg-TEQ/Lであり、即ちSt1~St4の間にその汚染源があることを示唆する状況が観測されたことになる。この塩川では、排出地点からその途中合流する河川から高濃度のダイオキシン類が流入している。塩川の自然環境に与える負荷の原因の調査・解明を願います。	・ [96] と同じ回答です。
[108]	水質	【S. No. 70/6-6】・観測日平成24年5月23日の参考資料の表(流量)と表5-5-4のダイオキシン類の濃度を比較すると、一般廃棄物処分場の調整池下流点(St.1)と最下流観測点St.4の間でその濃度は高くなっている。即ち、この間で環境基準(1.0pg-TEQ/L)を超える濃度(St.4で1.2pg-TEQ/L)となることから、この間にその汚染源があることを示唆する状況が観測されたことになると思います。	・塩川(水質)におけるダイオキシン類の検出の要因については、県として[96]後段の回答のとおり推定されていることを確認しています。
[109]	水質	【S. No. 70/6-6】・従い、表6-1-1(5)の(1)「健康項目及びダイオキシン類」の下流河川等のSt1~St.4のすべての地点において、全ての項目で環境基準を満足している。」との記述は誤りである(頁5-5-9のコメントも参照)。	・ [102] と同じ回答です。
[110]	水質	【S. No. 70/6-6】・また、St.4地点で1.2pg-TEQ/Lの高ダイオキシンを検出しているので、St.2~St.3及びSt3~St.4の間で高ダイオキシンが流入していたと推測されます。その汚染源を明確にするのが環境影響調査の大きな調査・解析項目である。検討結果を明記願いたい。	・ [96] と同じ回答です。
[111]	地下水	説明会による地下水の流れの説明では、飲み水への悪影響が大変心配です。実証実験を住民の前で行なってください。	・当処分場の地下水汚染防止対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土層を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システム及び処分場周縁地下水の定期検査などによる多重の安全対策(マルチバリア)を講じることにより、地下水が汚染されないよう万全を期する計画です。 ・遮水シートは50年以上の耐久性があるとされており、当処分場が廃止されるまでの期間以上の耐久性を備えているものと考えています。電氣的漏えい検知システムは万が一、上部シートが破損し浸出水が漏えいした場合に、その破損箇所を速やかに特定するためのシステムであり、破損箇所の補修期間中は、ベントナイト混合土層及び下部シートにて漏水を防止します。地下水の定期検査は、浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、埋立地周囲の地下水観測井戸(4ヶ所)及び地下水集水ピットにおいて定期的な水質検査(モニタリング)を行うものであり、その結果は公開します。 ・また、県も定期的に法令に基づく立入検査や水質検査を行い、厳格な監視・指導を行うとされていることから、浸出水の地下水汚染による水源地及び飲料水への影響はないと考えています。 ・地下水は地下を流れているものであり、実際の流れを実証実験により皆様にご提示することは困難です。浸出水が地下水に漏れないことを確認するため、処分場建設工事の際、電氣的漏えい検知システムの実証実験を住民の皆様にご覧いただくことについて検討したいと考えています。
[112]	地下水	(5)「小波上の泉」の上流側に産廃処分場の建設には反対、おいしい水を守るべきです。以上	・ [111] 第1段~第3段と同じ回答です。
[113]	地下水	(4)「小波上の泉」の上流側に産廃処分場の建設には反対、おいしい水を守るべきです。以上	・ [111] 第1段~第3段と同じ回答です。
[114]	地下水	(5)「小波上の泉」の上流側に産廃処分場の建設には反対、おいしい水を守るべきです。以上	・ [111] 第1段~第3段と同じ回答です。
[115]	地下水	(4)鳥大名誉教授の講演会にて、3重のシートが破損した場合、福井水源へ地下水が流れ込む可能性を否定することは出来ないとの説明あり。この地区の地下水を守るべきである。	・ [111] 第1段~第3段と同じ回答です。
[116]	地下水	(4)鳥大名誉教授の講演会にて、3重のシートが破損した場合、福井水源へ地下水が流れ込む可能性を否定することは出来ないとの説明あり。この地区の地下水を守るべきである。	・ [111] 第1段~第3段と同じ回答です。

番号	分類	意見	見解
[117]	地下水	8 米子市の地下にある貯水盆へ処理水流入する可能性があるとの聞き取り。米子市の上水道は米子市、境港市、日吉津村等、多くの人々が利用する大切な命の水です。これだけの人数の人に影響する可能性がある事業は実行すべきことではありません。 事業センターや県には何かあったときの補償の財源はどこですか。	・当処分場の浸出水（埋立廃棄物に触れた雨水等）は、逆浸透膜処理を含む高度な水処理システム等により、国基準よりも良好な水質として放流する計画です。実際の放流水については、定期的なモニタリングを継続実施して問題がないことを確認し、その結果は公表します。さらに県も定期的に立入検査を実施し、検査をされる予定であることを確認しています。よって、当処分場の放流水が、米子市の上水道に影響を及ぼすことはないと考えています。 ・なお、塩川と福井水源地の間には尾根や壺瓶山があり、塩川の河川水が福井水源地方向の貯水盆に流入することは地形的に考えにくい状況です。 ・また、環境保全協定の中で、事故発生時の措置とともに、処分場に起因する損害への補償について規定することとしており、損害補償の財源については、保険に加入することとしています。万一、保険金で対応しきれない場合には、県と協議したいと考えています。
[118]	地下水	1 1 有害物質とともに地上にわき出す可能性はどれくらいと試算していますか。	・埋立地内には遮水シートが敷設されており、また、地下水が揚がることを防止するための地下水集排水施設を敷設していることから、浸出水等が湧水のように地上にわき出すことはないものと考えています。
[119]	地下水	【S.No. 25】①エイト日技は、環境影響評価の調査に県・センターがH25年度・H26地下水流向等調査を必要と判断し実施した地下水三次元浸透流解析が不要と判断されたならば、その理由は？	・[81] 後段と同じ回答です。
[120]	地下水	【S.No. 25】②何故、県・センターはこの地下水流向等調査委託業務が重要と考え実施したのに、今回は調査項目にならず「事業計画書」に記載がないのか？その理由は？センター及びエイト日技に回答を求めます。	・[81] 後段と同じ回答です。
[121]	地下水	【S.No. 55/2-20】①H20-B3, H25-B3, H26-No. 1地点には半径5m以内に3本の観測井がある。既存観測井H27-B' 1, H27-B' 2, H27-B' 3, H25-B3, H26-No. 1は、モニタリング観測井仕様となっているものと思いますので、「浅い地下水」と「深い地下水」も観測を実施することを提案します。	・地下水モニタリング用の観測井戸は、当処分場に由来する地下水汚染が生じていないことを確認するためのものとして、処分場の完成後も継続して観測可能な既存井戸も含め、その目的が達成できる井戸を埋立地周囲に4ヶ所設置する計画であり、詳細設計において適切に設定したいと考えています。
[122]	地下水	【S.No. 55/2-20】②浸出水が漏水して地下水に混入しても、この4カ所では不明ですので、一般廃棄物処分場2号観測井戸（既設防災調整池北側の2号観測井（下流）L=30mも観測対象とすることを提案します。	・埋立地周囲における地下水監視については、4ヶ所の地下水観測井戸及び地下水集水ピットにおける水質モニタリングによって確認できるものと考えます。
[123]	地下水	【S.No. 65/5-6-32】・表 5-6-13, 図5-6-17の出典を明記のこと。図5-6-17はCECの測定結果のみである。何故、この「別案検討業務」で行った地下水調査記録が記載されていないのか？ 回答を求めます。	・環境プラント工業主体時に実施した生活環境影響調査のデータを使用しています。このデータで降水量に対する地下水変動を把握できるものと考えています。
[124]	地下水	【S.No. 66/5-6-33】・表 5-6-14地下水調査結果:エイト日技が実施していない。出典を明記のこと。	・環境プラント工業主体時に実施した生活環境影響調査のデータを使用しています。
[125]	地下水	【S.No. 67/5-6-36】・図 5-6-18:CECの「浅い地下水」を形成する砂礫層Dcg2の層厚も薄く、またその地下水の流量は少ない。従い、難透水層を形成している火山灰層Dtf1を貫通したボーリングでは、エイト日技の実施した3本、CECの3本のボーリング地点で逸水が生じており、CECの説明のように「浅い地下水」・「深い地下水」の自由地下水面が上層・下層と2つ形成されている。 ・掘削による地下水への影響範囲は、ジハルトの式での算定でOKです。しかし、これは「深い地下水」の地下水三次元解析とは、全く目的が異なるものです(頁5-6-41のコメントを参照)。	・事業計画書5-6-35、5-6-36で示している「地下水位に影響を及ぼす可能性のある範囲」は、地下水三次元解析とは目的が異なります。
[126]	地下水	【S.No. 72/⑩-3】・項目「地下水」:「周辺地域の・・・地下水利水に影響を与えないこと。」となっているが、浸出水の3重の遮水層からの漏水がある場合のモニタリングシステム等の構築は？	・地下水汚染防止に関するモニタリングについては、電氣的漏えい検知システムの設置及び地下水定期検査による監視で対応します。 ・電氣的漏えい検知システムは、万が一、上部シートが破損してもその破損箇所を速やかに特定するためのシステムです。なお、破損箇所の補修中は、ベントナイト混合土及び下部シートにて漏水を防止します。 ・地下水定期検査は、浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、埋立地周囲の地下水観測井戸（4ヶ所）及び地下水集水ピットにおいて定期的な水質検査（モニタリング）を行うこととします。

番号	分類	意見	見解																												
[127]	地質	<p>【S. No. 23】・CECの現場透水試験では、砂礫が$6 \times 10^{-5} \text{cm/s}$のオーダーで、火山灰層が$1 \times 10^{-3} \text{cm/s}$のオーダーである。 ボーリング孔 H26-No1:GL-39~46mの土質区分はCECが分類した砂礫でなく、エイト日技の分類は風化凝灰角礫岩なのか？半固結・軟岩に相当するのか？エイト日技は透水係数の設定値に矛盾したコメントを行っていることになるが、その見解を求めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掘削深度(m)</th> <th>CEC</th> <th>透水係数 cm/s</th> <th>エイト日技*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GL-30~38.5</td> <td>砂礫</td> <td>$5.5 \sim 5.8 \times 10^{-5}$</td> <td>風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)</td> </tr> <tr> <td>GL-38.5~42</td> <td>火山灰質砂</td> <td>1.0×10^{-3}</td> <td>火山灰質粘性土</td> </tr> <tr> <td>GL-42~43.5</td> <td>玉石混じり砂礫</td> <td>-</td> <td>風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)</td> </tr> <tr> <td>GL-43.5~46</td> <td>火山灰質砂</td> <td>1.5×10^{-3}</td> <td>火山灰質砂</td> </tr> <tr> <td>GL46~47</td> <td>玉石混じり砂礫</td> <td>-</td> <td>風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)</td> </tr> <tr> <td>GL47~50</td> <td>火山灰質砂</td> <td>-</td> <td>火山灰質砂</td> </tr> </tbody> </table> <p>*:エイト日技も上記の透水係数を採用、修正した柱状図に記載している。</p>	掘削深度(m)	CEC	透水係数 cm/s	エイト日技*	GL-30~38.5	砂礫	$5.5 \sim 5.8 \times 10^{-5}$	風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)	GL-38.5~42	火山灰質砂	1.0×10^{-3}	火山灰質粘性土	GL-42~43.5	玉石混じり砂礫	-	風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)	GL-43.5~46	火山灰質砂	1.5×10^{-3}	火山灰質砂	GL46~47	玉石混じり砂礫	-	風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)	GL47~50	火山灰質砂	-	火山灰質砂	<p>・H26 No1 : GL-39~47mの地質については、ボーリング資料より「風化凝灰角礫岩」と判断しています。</p>
掘削深度(m)	CEC	透水係数 cm/s	エイト日技*																												
GL-30~38.5	砂礫	$5.5 \sim 5.8 \times 10^{-5}$	風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)																												
GL-38.5~42	火山灰質砂	1.0×10^{-3}	火山灰質粘性土																												
GL-42~43.5	玉石混じり砂礫	-	風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)																												
GL-43.5~46	火山灰質砂	1.5×10^{-3}	火山灰質砂																												
GL46~47	玉石混じり砂礫	-	風化凝灰角礫岩(半固結・軟岩)																												
GL47~50	火山灰質砂	-	火山灰質砂																												
[128]	地質	<p>【S. No. 34a/⑫-2-4】 図 ボーリング位置図(既往資料より):別案検討業務で実施された3本のボーリング結果は何故記載がないのか？</p>	<p>・平成27年度に実施したボーリング調査は、施設の施工方法を検討するため、基礎地盤や地下水状況の把握、地盤改良の必要性等の検討に用いるものであり、今後実施する詳細設計に反映させる予定です。</p>																												
[129]	地質	<p>【S. No. 34a/⑫-2-4】 ボーリング孔H24-No.1は、覆土用仮置き場上にボーリングを行ったものであり、GL-0.0mからGL-4.5mまでは覆土用土である。何故、コアサンプル・コア写真もないものを選定したのか？ ・既往資料の出典を明記のこと。</p>	<p>・H24-No.1のGL-4.5mまでの盛土は覆土用土ではなく、GL-3.8mまでは旧谷地形を埋め立てて造成された地盤、GL-3.8mから-4.5mまでは旧耕作地であると判断しています。このボーリングデータは本事業計画において貯留構造物(盛土堰堤)の直下に位置するものであり、このデータを基に設定した土質定数を用いて貯留構造物の安定計算を実施したものです。 ・当該ボーリングは、処分場の地盤強度を詳細に確認するため、標準貫入試験を密に行ったことから、コア採取は行っていませんが、試験時に採取した試料をサンプル瓶で保管しています。 ・既往資料とは、平成27年度にセンターが発注した委託業務の報告書です。</p>																												
[130]	地質	<p>【S. No. 35/⑫-2-5】 表 H24-No.1 換算表(既往資料より) ボーリング孔H24-No.1は、覆土用仮置き場上にボーリングを行ったものであり、GL-0.0mからGL-4.5mまでは覆土用土である。何故、コアサンプル・コア写真もないものを選定したのか？ ・既往資料の出典を明記のこと。</p>	<p>・[129]と同じ回答です。</p>																												
[131]	地質	<p>【S. No. 36/⑫-2-5】 表 土質定数一覧表(既往資料より:表3-3-4) ①既往資料の出典を明記のこと。</p>	<p>・[129]後段と同じ回答です。</p>																												
[132]	地質	<p>【S. No. 36/⑫-2-5】 ②透水係数の確認:粘性土:$9.5 \times 10^{-7} \text{cm/s}$, $1.0 \times 10^{-3} \text{cm/s}$; 大きな違いあり、要チェック? 砂質土:$2.7 \times 10^{-5} \text{cm/s}$, $1.5 \times 10^{-3} \text{cm/s}$; 大きな違いあり、要チェック?</p>	<p>・各層により透水係数のばらつきがみられており、危険側を想定して最大の透水係数を採用しています。</p>																												
[133]	地質	<p>【S. No. 36/⑫-2-5】 ③粘着力の確認:粘性土:34kN/m^2, 40kN/m^2; 粘性土より砂質土が高いか? 砂質土:40kN/m^2, 45kN/m^2; 粘性土より砂質土が高いか? 砂質土・粘性土の透水係数をチェックのこと。 ・別案検討業務で実施された3本のボーリングで行われた原位置試験結果を記載すべきである。しかし、全くその結果が記載・反映されていない。</p>	<p>・透水係数については[132]と同じ回答です。 ・平成27年度に実施したボーリング調査については、[128]と同じ回答です。</p>																												
[134]	地質	<p>【S. No. 43/⑬-4-18】 表3-3 透水係数 ①出典を明記のこと</p>	<p>・事業計画書⑬-4-18に記載しています。</p>																												
[135]	地質	<p>【S. No. 43/⑬-4-18】 ③上表(一般廃棄物最終処分場)はGL-6.1~35.5mと下表(産廃最終処分場)GL-6.1~19.5mの透水係数の透水係数をGL-19.5mまでの加重平均を求めている。L1(GL-6.1m:粘性土)の透水係数が$1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$となっている。この出典は? CECの片対数上での中央値を採用する算定手法は誤りであったので、エイト日技は加重平均で求めたのですか?</p>	<p>・L1層の透水係数の出典は⑬-4-18に記載しています。地層ごとの透水係数を基に処分場全体の透水係数を求めるにあたり、層厚を考慮した加重平均により計算しています。</p>																												
[136]	地質	<p>【S. No. 43/⑬-4-18】 ⑤エイト日技は、H27-B'-1をCEC実施のH20-B1の近傍約25m地点に再度実施した。CECのボーリング調査結果にはコアサンプル・コア写真もないので、エイト日技が検証目的で実施されたと思います。比較のためH26-No.1のCECの実施したボーリング柱状図を、CECと同じ土質区分にて作成し提示願います。</p>	<p>・平成27年度に実施したボーリング調査の目的は[128]と同じ回答です。H27-B'-1の調査箇所はH20-B1とは地質が異なることを当初から想定しており、検証目的で実施したものではありません。</p>																												
[137]	地質	<p>【S. No. 59/5-6-9】 ・5-6(1) 1)エ12行目の水理定数$k=6.25 \times 10^{-6} \text{m/s}$程度はOK? $k=6.25 \times 10^{-6} \text{cm/s}$程度では?</p>	<p>・引用文献通り記載しています。</p>																												
[138]	地質	<p>【S. No. 62/5-6-25~5-6-30】 ・何故、この「別案検討業務」で行った3本のボーリング調査結果が記載されていないのか?</p>	<p>・[128]と同じ回答です。</p>																												

番号	分類	意見	見解
[139]	地質	【S.No. 62/5-6-25~5-6-30】・図5-6-14, -15, -16は3本(除H20-B2)のボーリング柱状図から作成されたのか? その他の近傍地点の柱状図の投影は行っていないと理解するが、OK?	・隣接の一般廃棄物最終処分場施工時の状況、現地踏査結果、事業計画書の表5-6-10に示すボーリング調査結果並びに既往地質データから事業計画地周辺の地質区分及び地質的特徴を整理し、この結果をもとに作成したものです。
[140]	地質	【S.No. 63/5-6-27】・別案検討業務で3本のボーリングが掘削され、原位置試験(現場透水試験を含む)等が実施されているはずだが、その記載がない。どこに記載があるのか? エイト日技は、審査検討報告書で透水係数設定に関して非常に鋭い指摘を行っており、それに基づき別案検討業務の地質調査には、現場透水試験も必ず調査項目として見積りに入れているはずである。エイト日技の回答を求める。	・[128]と同じ回答です。
[141]	地質	【S.No. 64/5-6-31】・表 5-6-11、表5-6-12:何故、この「別案検討業務」で行った、地質調査結果が記載されていないのか? 高いコンサルタント料を受け取っているのだから、調査結果は報告書に反映させるべきである。	・[128]と同じ回答です。
[142]	地質	【S.No. 64/5-6-31】・中分類のM1, M2, M3, M4ではストレーナーの位置に透水層があるのか、難透水層にあるの判読不可能である。CECの土質区分をなぜ採用しないのか?	・事業計画上必要な層に分類したものです。
[143]	地質	【S.No. 66/5-6-35】・ジハルトの式の透水係数 $k=1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ (M2以浅における室内透水試験による透水係数の最大値(H25-B3)を安全側として設定とあるが、この透水係数kの記載箇所を求む(審査検討報告書 頁90;表3-3-23)。表3-3-23に示される室内透水試験の粘性土L1pcの透水係数 $k=1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ を示している。粘性土が 10^{-3}cm/s のオーダーでエイト日技は疑問を持たないのですか? 回答願います。	・平成26年度に当センターが委託した業務のデータを使用しています。これは当処分場建設により地下水位に影響を及ぼす可能性のある範囲をより広い範囲で設定するため、室内透水試験による透水係数の最大値を採用したものです。
[144]	地質	【S.No. 68/5-6-39, 5-6-40】・図 5-6-39, 図 5-6-40:何故、この「別案検討業務」で行った地質調査結果が記載されていないのか? 記載すべきである。	・[128]と同じ回答です。
[145]	環境 保全	(1) 過去20年間、一般廃棄物処理場を我慢してきたが、今後更に50年の事業を考えると、地元の安全確保に万全を期す事、また十分な騒音・振動・悪臭対策の実施、そして地元負担を考慮した、地域振興と生活環境整備の推進を求める。	・今回、環境プラント工業の一般廃棄物最終処分場に隣接して、産業廃棄物最終処分場の設置を計画しており、埋立終了後の維持管理期間を含めて約50年間にわたって地元の皆様にご負担をおかけすることになりますが、周辺の生活環境への支障を未然に防止するための対策に万全を期すことが最も重要であると認識しています。 ・このため、騒音・振動・悪臭対策について、防音・防振措置による騒音・振動の発生防止、悪臭を生ずる廃棄物の搬入禁止や即日覆土の適切な実施等の環境保全措置を講じることとしています。 ・地域振興につきましては、地元地域へのご負担を十分認識した上で、地元の皆様のご意見をお聞きしながら、できるだけご意見・ご要望に添った鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく周辺整備計画の策定等を行いたいと考えています。
[146]	環境 保全	(4) 産業廃棄物処分場から、半径500m以内の家屋と、半径300m以内の家屋とで、補償はどう成るのか。家屋買取はあり得るのか。	・当処分場の事業計画作成に当たり、生活環境影響調査により、事業による周辺環境への影響を調査しています。具体的には、埋立による粉じんの影響、埋立作業・施設の稼働による騒音・振動などについて、調査・予測・分析していますが、環境基準に適合するなど周辺環境への影響はほとんどないとの結果であり、周辺の生活環境に支障は生じないものと考えています。 ・これは、散水や覆土等による粉じんの発生防止、防音・防振措置による騒音・振動の発生防止など、環境保全措置を講じることによるものであり、事業の実施に当たっては、これらの措置を適切に実施していくこととしています。 ・このため、補償や家屋買取などは致しかねるところですので、ご理解をお願いします。なお、万一事故により周辺の生活環境に支障が生じた場合には、センターとして補償など必要な対応をさせていただきます。
[147]	環境 保全	(5) 悪臭・騒音・振動の事前予防としての対応は有るか。事業期間50年に対して、近隣住民への対処として、二重サッシへ交換など。	・[146]の回答のとおり、二重サッシの交換などは致しかねるところですので、ご理解をお願いします。
[148]	環境 保全	(8) 少子高齢化に伴う防災・防犯対応・天候不順・大雨・大雪・地震などでの住民保護。産業廃棄物関連の車や人の出入りへの目配りが必要になる。また、防災関連の道具の用意・整備・設置を県・環境管理事業センター・米子市がフォロー出来るか。	・地域からのご要望については、産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づき、対象地域の生活環境の保全及び地域振興に資する周辺整備計画を策定して、県の交付金により事業を実施する制度が定められています。 ・防災関連の道具の整備等についても、要望等をお聞きしながら協議させていただきたいと考えています。 ・また、自治会の活動等に対しても、センターとして出来るかぎり協力していきたいと考えています。 ・関連車両につきましては、現状の交通量1日約1300台と比較して搬入廃棄物運搬車両の増加は往復で1日22台程度と見込んでおり、搬入は予約制とし、搬入ルートは指定の上、搬入業者や運転手に対して交通安全について要請するなど、住民の皆様の安全に十分配慮したいと考えます。

番号	分類	意見	見解
[149]	環境保全	<p>◎産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。■■■■■■■■■■番地を耕作しています。取水をしていますが処理水を流すことには絶対反対します。排水は国基準と言われるが、すでに一般廃棄物の処理水が流されておりこれ以上は受け入れられません。すでに川のしじみ貝は絶滅しています。今までに一般廃棄物で20年以上我慢してきました。これ以上私たちに負担をかけられるのはどうしても受け入れることができません。排水される水量は1日どれくらいですか。水量がこれ以上増えるのは困ります。雨で河川が氾濫しやすくなり現在でもほ場に水が入ってくる状態です。</p>	<p>・当処分場の浸出水（埋立廃棄物に触れた雨水等）は、逆浸透膜処理を含む高度な水処理システム等により処理し、国基準よりも良好な水質として放流する計画です。実際の放流水については、定期的なモニタリングを継続実施して問題がないことを確認し、その結果については公表します。さらに、県も定期的に立入検査を実施し、検査をされる予定であることを確認しています。</p> <p>隣接一般廃棄物最終処分場に関しても、高度な水処理を行った上で国基準よりも良好な水質の放流水を放流し、県も定期的な立入検査を行っていることを確認しています。</p> <p>これらの放流水による影響については、当処分場の水質に係る生活環境影響調査により、下流河川において環境基準等を満足すると予測しており、適切な環境保全措置を講じることからも生活環境に支障を生じることにはないものと考えます。</p> <p>・当処分場の水処理施設からの放流水は、最大で1日当たり70m³の予定です。処分場設置に伴い流出水量が増加する場合は、下流河川が氾濫しないよう防災調整池により流量調整するよう県の指針で定められています。当処分場においても県指針に基づき防災調整池を改修し、下流河川へ一気に流れないように調整して放流する計画としていますので、現状より氾濫しやすくなることはないものと考えます。</p>
[150]	環境保全	<p>8, 上記の4・6・7についてはそれぞれの程度の想定またはシミュレーションがなされているのか知りたい。</p> <p>(※センターコメント:「上記の4・6・7」は、本見解書でそれぞれ[31][35][156]を示す)</p>	<p>・検査員による搬入検査については、稼働している県外処分場の事例を参考にしながら適切な検査が出来るような研修・教育を受けさせる予定です。</p> <p>・地下水汚染対策について、遮水シートの破損が判明した場合の補修は[35]の回答のとおりです。実際の補修の際には専門家等の意見を聞きながら適切に対応します。</p> <p>・大雨については県指針等に基づき、処分場内の雨水排水路関係はゲリラ豪雨を考慮して50年に一度の雨量を、水処理施設及び浸出水調整槽は埋立と同期間における最大雨量を設定して、適切に処理できる設計としています。</p> <p>・台風については、強風による影響を考慮して、遮水シートの固定方法等に関し今後の詳細設計で検討する予定です。</p> <p>・地震については、震度6以上の地震の影響も考慮した施設設計をしています。</p>
[151]	環境保全	<p>私は淀江に産廃処分場を作る事は反対です。私は下泉に嫁に来て60年に成ります。ずっと農業をしてきました。農業で大切な物は土と水と天気です。水は必ず自分の道を見つけ流れて行きます。産廃のゴミのうめられる所は、屋根もなく、雨が入るが、シートや土がしてあって、ゴミを通った水は外には絶対にもれないと聞きました。でも何年も、何十年もしたら必ずどこかに道を作って、毒の水は土に入って下の田畑に向かって流れていきます。そしたら下の人達は野菜も米も作れません。</p> <p>又囲いがなければ産廃の粉じんが出ます。ごみを入れる時水をかけると有ましたが、入れたあとかわいたゴミに風が吹けば、ふんじんにまじって何がとんで来るか分からない。それが600m離れたうちの畑の野菜にもふりかけられます。</p> <p>自然の力はすごいです。雨水をバカにしてはいけません。地下の水をバカにしてはいけません。風の力をバカにしてはいけません。何んでこんな水の良い所に、作るのか。たくさん下に人が住む所に作るのか。絶対にやめるべきです。</p>	<p>・地下水の汚染防止対策については、多重の安全対策（マルチバリア）を行うものとしており、国基準を上回る3重遮水構造の設置、電氣的漏えい検知システムや地下水定期検査による監視等を行います。万が一、上部シートが破損して浸出水が漏れたとしても原因を追及して速やかに補修しますが、その補修期間中も下部の2重の遮水構造で地下水汚染を防止します。</p> <p>・搬入廃棄物の飛散防止対策については、埋立地内で廃棄物を降ろす際に必要に応じて散水を行うと共に、即日覆土を行うことにより廃棄物の飛散を防止します。よって、散水した廃棄物が乾燥しても、覆土により廃棄物の飛散は防止できるものと考えています。</p> <p>・以上のように適切な施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続することにより、周辺農作物へ影響が生じないように取り組みたいと考えています。</p>
[152]	環境保全	<p>【センター宛て意見書】</p> <p>おいしい水、自然豊かな、この集落に暮らす者として、汚染の可能性のあるような危険な産廃処分場は、絶対つくってほしくありません。反対です。今はもう私の子供時代のように野山を走り回って遊ぶ子供はいなくなったと思いますが、安心してピクニックやハイキングの出来る環境が続くことを願っています。</p> <p>【県宛て意見書】</p> <p>産廃処分場建設予定地の程近い集落で生まれ育ち、現在も同じ地域で暮らしており、おいしい水、自然豊かな、とても住みやすい所と思っています。</p> <p>前期高齢者となって、いつまで生きられるかわかりませんが、絶対に汚染されないという保証もない、産廃処分場建設には反対です。</p>	<p>・当処分場では、国の基準以上の安全対策となる施設・設備を設置し、適切な維持管理を実施する計画であり、生活環境影響調査の結果でも周辺への影響はほとんどないと予測しています。</p> <p>また、処分場稼働後も放流水や地下水等の定期的な監視を継続して行い、基準等を遵守していることを確認しますし、県も定期的に法令に基づく立入検査や水質検査を行う予定であることを確認していることから、周辺的生活環境に支障が生じることにはないものと考えています。</p>

番号	分類	意見	見解
[153]	景観	<p>3. 米子市の「景観計画区域」内での淀江産廃計画は中止すべきである。米子市景観条例は、米子市固有の景観が、市民全体の貴重な財産であることを考慮し、優れた景観を有する美しい米子市をつくりあげることが目的とし制定された。</p> <p>この条例により「米子市景観計画」を定め、市民及び事業者並びに市が協力して美しい米子市を守り、つくり、育てていくため、米子市全域を「景観計画区域」とし、景観に影響を及ぼす恐れのある行為について、規制を設けている。「景観計画区域」内で計画されている産廃最終処分場は、米子市の景観形成にとって、最もふさわしくない施設であり避けるべきである。</p> <p>以上について県・センターの見解を個別に求めます。</p> <p>(参考) 県によっては、産廃処分場の設置については、「景観計画区域」から一定の距離以上を設けることを立地基準として定めている。 (事例) 群馬県最終処分場立地基準では「景観計画区域」から100メートル以上距離を設けることになっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当処分場の計画地は、景観形成重点地域には該当しないものの、米子市がその全域を景観計画区域としていることから、景観法及び米子市景観条例の規定に基づき、届出等の必要な手続を行います。 ・産業廃棄物最終処分場が米子市の景観形成にとって最もふさわしくない施設であるとは考えていませんが、処分場周囲に設置する防音フェンス等について景観に配慮した色彩にするなど、最大限景観に配慮した施設整備を行いたいと考えています。
[154]	健康被害	<p>7 一番心配しているのが健康被害です。早期に気づくためには疾病調査が必要です。公衆衛生学的見地でのモニタリングを検討して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当処分場では3重遮水構造、電気的漏えい検知システム、高度な水処理施設等を設置して適切な運用を継続するなど、国基準以上の安全対策や適切な維持管理を実施する計画であり、生活環境影響調査の結果でも周辺への影響は殆どないと予測しており、環境保全措置を適切に実施することにより、周辺的生活環境に支障は生じないものと考えています。 ・また、放流水や地下水等の定期的なモニタリングを継続し、基準等を遵守していることを確認することとしており、県も定期的に法令に基づく立入検査や水質検査を行い、厳格な監視・指導を行う予定であることを確認しています。 ・以上の対応や、国が定める人の健康の保護に関する基準が、人が生涯にわたって摂取し続けた場合でも健康影響が生じない観点を基本として濃度の基準が設定されていること、また、その結果は監視委員会に報告し、必要があれば専門家にも協議して健康影響の面からのご意見をいただきたいと考えていることから、周辺における疾病調査の実施までは考えていません。
[155]	健康被害	<p>私は鳥取県産業廃棄物処理施設の建設候補地半径500m以内で田んぼで水稻栽培を行う者です。米を作るにあたり、水・空気の影響による風評は基より、実際に食べて良いのか不安です。このことについて詳しく説明してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当処分場では[154]前段の回答の対応を行うこととしており、また、国が定める放流水の排水基準等は[94]後段の回答のとおり、適切な科学的判断を踏まえているものであることから、これらの基準を遵守することにより、周辺農作物に関する安全性については問題ないものと考えています。 ・なお、風評被害については、安全・安心な施設・設備を整備し、適切な維持管理を行うとともに、処分場運営の実態を見ていただくことにより、発生防止に万全を期していくこととします。
[156]	健康被害	<p>7, 大雨・大型台風・大地震などの災害により処分場施設の破損したことで、水質・土壌・大気の汚染や汚染による健康被害が起こった場合どのような対処をするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、想定外の災害等によりセンターの処分場が原因で健康被害等が発生した場合については、補償も含めて誠実に対応したいと考えます。
[157]	維持管理	<p>【S.No. 54/2-19】・2-7(4)11)c. 「火災の発生の防止」：消火栓等の水源は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生防止のために用いる消火設備については、万が一の火災発生時にも対応できる設備となるよう詳細設計において具体的に検討します。 ・なお、仮に消火栓を設置する場合の水源については、地下水を用いることを想定しているところです。
[158]	維持管理	<p>【S.No. 71/⑩-1】・「施工地区には適宜散水し、粉塵の発生を抑制する。タイヤ洗いの設置・・・」との説明だが、散水用の水源は？R0処理水を使用するのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工区域への散水の水源については、地下水を用いることを考えているところですが、具体的には詳細設計で検討する予定です。
[159]	周知	<p>別紙 私はこの地に鳥取県産業廃棄物処理施設を作ることに反対です。今年2月19日に下泉公民館で説明会を聞きましたが、資料を読むだけで住民が理解できないまま、時間が来たので切り上げられてしまいました。また、質問しても、以前の事前説明会同様、回答をすり替えられており、住民に対する説明の進展は全くありませんでした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2月19日の下泉公民館における条例説明会においては、資料を読むだけでなく、なるべく多くの参加者の方からご質問やご意見をいただき、丁寧な回答に努めたものと考えており、回答をすり替えるようなことはしていません。 ・また、時間内にできなかったご意見やご質問についても、意見書により提出できる旨を説明したうえで、説明会を終了させていただいたものです。
[160]	周知	<p>このような施設をつくるにあたっては、水質・土壌質・大気質の3つが汚染の危険性を考えるのに最も重要な調査項目である。特に水質と大気質は影響が広範囲に及ぶものである。にもかかわらず、住民への資料説明が説明文14行と上記した無意味と考えられる図1点で「ほとんど影響なし」と結論付けられている。</p> <p>計画発案からコンサルの調査が入って数年にもなり、ふたつのコンサルが調査報告書を出しているにもかかわらず、現地での年間の気象・大気データがまるですべてを他所の既存データのみで推測し当地周辺への影響調査の分析結果として結論付けるといのは、コンサルによるデータ分析は住民へのまやかしかテクニックを駆使したものであり、報告書という成果品を形だけつくり提出することで県・国からの補助金を出させる道具とする、そういう意図を感じざるを得ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会において関係住民の皆さまに配布した資料については、参加された方々にとってなるべく判りやすいものとなる観点で作成したものであり、難しい専門用語や細かい内容はあえて省略しているものです。より詳細な内容をお知りになりたい方のために、併せて事業計画書を縦覧するとともに、センターのホームページにも掲載しているところです。 ・気象や大気の項目については、事業計画書「⑩生活環境影響調査結果書 第5章 5-1 (1) 2) 現地調査」に記載しているとおり現地調査を行っています。

番号	分類	意見	見解
[161]	周知	<p>また、その報告書をよしとした（またはそう指示した？）事業センターは、事業実現のためには周辺住民・米子市民・県民をごまかすというなりふりかまわないやり方である。それは、事業計画書閲覧の土地所有者についての50ページ隠蔽事件がすべてを物語っている。数年前、プラント工業が事業主体だった時に事業センターがクローズド型を提案していたと新聞記事で読み、その頃は多少住民への配慮をする誠意も感じたが、今にいたっては、周辺住民の反対があろうとも強行に押し進める態度を鑑みて、このまま事業計画を進めてしまうとっと重大な問題に発展していく様に思えてならない。</p> <p>つまり計画段階での調査の不足不備、分析内容やデータのごまかしや隠蔽、トラブルの想定のかんがえにより問題が起きた時点での対処の不備と責任のなすりあい、結果、周辺住民だけが日常生活を奪われ、経済的に苦しみ、健康を損なわれまたは健康被害の不安につきまとい、不幸になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっては条例手続前から地元自治会等に対し事前説明会を開催し、資料を配付するなど、丁寧な対応に努めてきたところであり、センターとしてこれまでごまかしや隠蔽を行ったことはありません。 ・事業計画書の縦覧にあたっては、県とも相談の上でプライバシー保護の観点から個人情報が含まれる土地関係書類を除外して縦覧したもので、縦覧した事業計画書には土地関係書類を除外していることが判るよう、見出しを残した上で除外理由を記載していました。その後、県から助言があったことから県・市の所有地部分については追加で縦覧を行っています。 ・当処分場の設置にあたっては、国基準を上回る施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続することにより、周辺の生活環境に支障が生じないように運営していくこととします。更にも定期的に法令に基づく立入検査や水質調査を実施し、厳格に監視・指導をされる予定であることを確認しています。 ・また、地元自治会とは環境保全に関する措置や保全目標などについて文書で約束する環境保全協定を、県や米子市を立会人として締結させていただきたいと考えています。
[162]	周知	<p>【S.No.2】1. 事業センターは、鳥取県へ提出した「事業計画書」とH29年1月13日に縦覧に供した「事業計画書」とは異なっており(約50ページの土地関連資料の添付なし)、この計画地に旧淀江の公有地(現米子市の市有地)が約50%あるのに、その事実を隠蔽する意図があったものと思います(H29年2月27日に県の課長が再説明し再確認)。これまで、事業センター・県は環境プラントに助言・補佐を行いながら「事業計画書(案)」を作成している。これには、市有地・県有地・私有地(個人情報に墨塗り)で表示していた。これは「事業計画書」の変更であると住民側の見解である。しかし、鳥取県の説明では「追加であり変更でない」との見解である。2月4日に追加作業を完了したとの説明があったが、既に自治会住民への説明を完了している。従って、瑕疵ある「事業計画書」なので周知広告からやり直す必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の縦覧にあたり土地関係書類を除外していた件については、[161]第2段の回答のとおりであり、事業計画書に瑕疵があったとは考えていません。 ・今回の措置は、鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例第21条で規定されている事業計画の変更には該当しないため、改めて当該条例上の手続を経る必要がないことを県に確認しています。 ・なお、2月27日に県の担当課長が説明された内容を県に確認したところ、内容は上記と同じであったとのことでした。
[163]	周知	<p>【S.No.2】2. H29年1月18日に鳥取県知事宛てにて「淀江産廃新聞広告に関する要請について(お願い)」にて、要請していますが、H29年2月7日(火)15:00~17:00の説明会の設定である。この設定では、関係住民の多くは勤務を休み参加しなければならないので、変更を要請しました。実際には約600名収容可能な「さなめホール」、傍聴者のことは広告になかったが約100名収容の傍聴部屋に説明会の様子の映像装置を設置し、多数の参加者を想定したのでしょうか。しかし、参加者は2名(1名は関係住民でない、傍聴者が確認済み)のみで、傍聴者は5名、事業センター・県の説明側は多分15~16名。多分、事業センターは周知広告を丁寧に行われた結果が、関係住民1名の参加のみであった。周知広告を丁寧に行ったとは言えない事実である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2月7日に開催した説明会の日時設定については、主な対象者である周辺区域に事務所又は事業所を有する方や周辺区域の農業者の方の参加しやすさを考慮し決定したものです。 ・説明会の開催については、地域の公民館や米子市役所、米子市役所淀江支所などに広告書を掲示することともに、新聞にも広告を掲載しました。また、周辺地域に事務所又は事業所を有する方や、周辺地域に居住する方に対しては個別に開催のお知らせを郵送しました。さらに、センターのホームページにも広告書を掲載しており、丁寧な周知を行ったものと考えています。
[164]	周知	<p>【S.No.2】3. 「さなめホール」にて先月2月7日(火)に説明会を受けるべき関係住民は、6自治会住民とは異なり、この日が初めての事業センターによる説明である。1回のみ説明機会であった。とても丁寧な周知計画であったとは言えない。事業センターは関係住民が多数参加されることを予測し、約600名収容可能な立派な大ホールまで準備し、周到なる準備を行ったはずであった。しかし結果として関係住民1名のみ参加であったのが事実であり、また「⑩土地関係書類」の瑕疵もあったので、この県条例手続は中止し周知広告からやり直す必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当日、都合により説明会に参加できない方も事業計画の内容を確認いただけるよう、地域の公民館や米子市役所、米子市淀江庁舎などで事業計画書を縦覧していました。 ・また、より多くの方に計画を知っていただけるよう、当センターのホームページにも事業計画書、説明会資料を掲載し周知を図っています。 ・事業計画書の縦覧にあたり、土地関係書類を除外していた件については、[161]第2段で回答したとおりです。
[165]	周知	<p>【S.No.73/⑩-1】・計画面積:公簿地籍番号、公簿面積、実測面積のリストがない。勿論地権者の個人情報は墨塗りでOKだが、このリストは最低限必要である。鳥取県・事業センターが環境プラントを指導し作成した「事業計画書」にも掲載されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[161]第2段と同じ回答です。
[166]	周知	<p>【S.No.4】2. 総事業費をみると、新聞報道との大きなひらきがある。H23年にはクローズド型にメリットがあると説明していたが、実際に環境プラントのオープン型の総事業費は事業センターの推奨するクローズド型とほぼ同額となっている。最近の事業センターの自治会住民に対する説明では、クローズド型は建設実績が少ない、また長期間の維持管理の実績がない等々、常にご都合主義でその場限りの説明である。平成20年度以降の建設・計画のもの約半数はクローズド型である。勿論このクローズド型はここ約15年で急増した。事業センターは、この比較検討のため、エイト日技にH23年8月にクローズド型の報告書を作成させている。ここで、新聞報道された事実と大きくことなるので、下記報告書も非開示にすることなく開示するべきである。</p> <p>①「民間産業廃棄物最終処分場事業計画審査委託業務報告書」(H22/3月) ②「産業廃棄物最終処分場収支検討委託報告書」(H23/3月) クローズド型との比較検討も「事業計画書」の中で実施すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体の変更を受けセンターが作成した事業計画書の概要説明や条例手続前の事前説明においても、クローズド型は建設実績が少ないことや、廃止事例が無いことは説明してきていますし、ご質問に対して、最近整備された産業廃棄物管理型最終処分場はオープン型、クローズド型が概ね同数であることを説明しており、その場限りの説明ではありません。 ・センターの文書開示については、請求された文書について、センターの規定に照らし開示・非開示等を決定しており、今後も適切に運用します。 ・事業計画書は、鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例の規定に基づき、センターが設置しようとしている処分場の事業内容等を記載するものであることから、クローズド型との比較検討の記載は必要ないと考えます。

番号	分類	意見	見解
[167]	環境 保全 協定	<p>5 住民も参画しての協定書を締結するとありますが、この協定書の信頼性はどの程度ですか。現在の一般廃棄物処理場の協定書については当事者間で同意されれば変更できるものと言って（何度も言われましたね）協定書を軽んじておられました。一般の概念では協定書の変更をして計画に取り組む順番と思いますが。一般常識は通じないのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターと地元自治会との間で当処分場に係る環境保全に関する措置などを環境保全協定として締結したいと考えています。締結には県や米子市も立ち会っていただきたいと考えています。よって、当事者である地元自治会とセンターの合意がない限りは変更することは出来ないものです。 ・一般廃棄物処分場に係る協定については、当事者である環境プラント工業と米子市の合意があれば変更できるものと考えています。米子市の意向も踏まえ、事業計画を十分説明し、条例手続きの状況を見ながら協定の変更をお願いしたいと考えているところであり、一般的な手順であると考えています。

